

町田市立学校適正規模・適正配置等審議会の答申について

教育委員会は、適正規模・適正配置を契機とした新たな学校づくりを計画的に推進するために、2020年5月11日に「まちだの新たな学校づくり審議会（町田市立学校適正規模・適正配置等審議会）（以下「審議会」）」を設置し、「（仮称）町田市新たな学校づくり推進計画」の策定について諮問しました。

調査審議は、2021年3月26日までの約11カ月間において審議会13回、検討部会12回にわたって行われ、2021年4月16日に「町田市新たな学校づくり推進計画の策定について（答申）」（以下「答申書」）として、教育委員会へ答申されましたので、その内容について報告します。

1 答申の構成

- (1) はじめに
- (2) 第1章 町田市立学校を取り巻く環境変化について
- (3) 第2章 町田市新たな学校づくり推進計画の概要
- (4) 第3章 町田市立学校の新たな学校施設整備の基本的な考え方
- (5) 第4章 町田市立学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方
- (6) 第5章 町田市立学校の新たな通学区域
- (7) 第6章 まちだの新たな学校づくりの推進に向けて
- (8) おわりに
- (9) 参考資料

2 答申内容

(1) はじめに ※答申書 1 ページ

(2) 第1章 町田市立学校を取り巻く環境変化について ※答申書 3～9 ページ

推進計案について、以下の環境変化を共通認識として調査審議が行われました。

- ①町田市立学校の児童・生徒数の推移と将来推計について
- ②町田市立学校施設の老朽化について
- ③子どもたちが社会から期待される資質・能力について
- ④特別支援教育の環境整備について
- ⑤ICT を活用した教育活動の推進について
- ⑥学校を支えるチーム体制の推進について
- ⑦愛着ある地域拠点となる学校づくりの推進について

(3) 第2章 町田市新たな学校づくり推進計画の概要 ※答申書 11～12 ページ

- ①計画の目的
- ②計画の位置づけ
- ③計画の構成
- ④計画の期間

(4) 第3章 町田市立学校の新たな学校施設整備の基本的な考え方 ※答申書 15～18 ページ

学校統廃合等を契機とした学校施設の建て替え等を行う町田市立学校において、新たな学校施設整備のあり方（基本理念）と、そのあり方を実現するうえで重視する事項（基本方針）をまとめた「町田市立学校の新たな学校施設整備の基本的な考え方」が答申されました。

町田市立学校の新たな学校施設整備の基本的な考え方の構成

①義務教育の目的及び目標

②町田市立学校施設整備の基本理念

ア 教育環境・生活環境づくりの基本理念

児童・生徒が、夢や志をもち、自ら学び、自ら考え、目標に向かってたくましく生きる
ことのできる力を育むために必要な、多様な学習形態に対応することができる環境や、主
体的に体を動かしたくなる環境を整備します。

特に、児童・生徒が協働的な学習や学校生活を通じて、思考力・判断力・表現力や社会
性や人間関係を形成する力を育むために、安心して学校生活を送ることができる環境を基
盤として、協働的な学習や学校生活におけるコミュニケーションを促進することができる
環境を整備します。

イ 放課後活動の拠点づくりの基本理念

ウ 市民生活の拠点づくりの基本理念

③町田市立学校施設整備の基本方針

ア 学校用地の条件に応じて充実した教育環境を実現することができる施設整備

イ 将来の環境変化に柔軟に対応することができる施設整備

ウ ライフサイクルコストをより少なくすることができる施設整備

④「町田市立学校 施設機能別整備方針」の策定について

(5) 第4章 町田市立学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方について ※答申書 21 ページ

①基本的な考え方の視点

②適正規模の基本的な考え方

③適正配置の基本的な考え方

(6) 第5章 町田市立学校の新たな通学区域について ※答申書 25 ページ

2040 年度に実現することを目指す「新たな通学区域」「新たな学校づくり候補地」及び適正
規模・適正配置を契機とした「新たな学校づくりの優先順位」が示され、市立小学校を 42 校
から 26 校、市立中学校を 20 校から 15 校とする案が答申されました。

(7) 第6章 まちだの新たな学校づくりの推進に向けて ※答申書 67 ページ

推進計画を策定・実行するにあたっての期待について、以下のとおり答申されました。

①新たな教育環境・生活環境の実現に向けて

②新たな通学区域の実現に向けて

③新たな学校施設整備に向けて

④計画の着実な推進に向けて

⑤廃校となる市立学校について

(8) おわりに ※答申書 69 ページ

「町田市新たな学校づくり推進計画」の策定について（答申）

～夢や志をもち、未来を切り拓く町田っ子を育てるために～

2021 年 4 月 16 日

まちだの新たな学校づくり審議会
（町田市立学校適正規模・適正配置等審議会）

2021年4月16日



町田市教育委員会

教育長 坂本 修一 様

町田市立学校適正規模・
適正配置等審議会
会長 佐藤 圭一

町田市立学校の新たな学校づくりの推進について（答申）

標記の件について、2020年5月11日付け20町教学教第315号「町田市立学校の新たな学校づくりの推進について（諮問）」で、町田市教育委員会から諮問を受けた下記の事項について、ここに答申いたします。

記

「（仮称）町田市新たな学校づくり推進計画」の策定について

「町田市新たな学校づくり推進計画」の策定について（答申）

目 次

はじめに	1
第1章 町田市立学校を取り巻く環境変化について	
1 町田市立小・中学校の児童・生徒数の推移と将来推計について	3
2 町田市立小・中学校施設の老朽化について	4
3 子どもたちが社会から期待される資質・能力について	5
4 特別支援教育の環境整備について	6
5 ICT を活用した教育活動の推進について	7
6 学校を支えるチーム体制の推進について	8
7 愛着ある地域拠点となる学校づくりの推進について	9
第2章 町田市新たな学校づくり推進計画の概要	
1 計画の目的	11
2 計画の位置づけ	11
3 計画の構成	12
4 計画の期間	12
第3章 町田市立学校の新たな学校施設整備の基本的な考え方	
1 義務教育の目的及び目標について	15
2 町田市立学校施設整備の基本理念	16
（1）教育環境・生活環境づくりの基本理念	16
（2）放課後活動の拠点づくりの基本理念	16
（3）市民生活の拠点づくりの基本理念	17
3 町田市立学校施設整備の基本方針	17
（1）学校用地の条件に応じて充実した教育環境を実現することができる施設整備	17
（2）将来の環境変化に柔軟に対応することができる施設整備	17
（3）ライフサイクルコストをより少なくすることができる施設整備	17
4 「町田市立学校 施設機能別整備方針」の策定について	18
第4章 町田市立学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方	
1 基本的な考え方の視点	21
2 適正規模の基本的な考え方	21
3 適正配置の基本的な考え方	22
第5章 町田市立学校の新たな通学区域	
1 町田市立学校の新たな通学区域とは	25
2 調査審議の視点	25

3	新たな通学区域編成の考え方	26
4	新たな学校づくり候補地評価の考え方	27
5	新たな通学区域について	30
6	新たな通学区域及び新たな学校づくり候補地（忠生地区）	33
7	新たな通学区域及び新たな学校づくり候補地（町田地区）	39
8	新たな通学区域及び新たな学校づくり候補地（南地区）	45
9	新たな通学区域及び新たな学校づくり候補地（鶴川地区）	52
10	新たな通学区域及び新たな学校づくり候補地（堺地区）	59
11	新たな学校づくりの優先順位について	63
第6章	まちだの新たな学校づくりの推進に向けて	66
	おわりに	69

<参考資料>

(1)	まちだの新たな学校づくり審議会 委員名簿	71
(2)	町田市立学校の新たな通学区域のあり方検討部会 部会員名簿	72
(3)	町田市立学校の新たな学校づくりのあり方検討部会 部会員名簿	73
(4)	まちだの新たな学校づくり審議会 答申までの審議経過	74
(5)	町田市立学校の新たな学校づくりの推進について（諮問）※諮問文	77
(6)	町田市立学校適正規模・適正配置等審議会条例	78
(7)	町田市立学校の新たな通学区域のあり方検討部会設置要領	80
(8)	町田市立学校の新たな学校づくりのあり方検討部会設置要領	81
(9)	まちだの新たな学校づくりに関するアンケート調査・意見募集概要	83
(10)	町田市立学校の学校施設機能のあり方に関する教員アンケート調査概要	84
(11)	まちだの新たな学校づくり審議会の資料及び議事録について	85
(12)	町田市立学校の新たな通学区域図（全域）	86

はじめに

町田市教育委員会（以下「教育委員会」）は、適正規模・適正配置を契機とした新たな学校づくりを計画的に推進するために、2020年5月11日に「まちだの新たな学校づくり審議会（町田市立学校適正規模・適正配置等審議会）」（以下「本審議会」）を設置し、本審議会に対して「（仮称）町田市新たな学校づくり推進計画」（以下「推進計画」）の策定が諮問されました。

推進計画は、主として適正規模・適正配置を契機とした新たな学校づくりを推進するための「町田市立学校の新たな通学区域」と、学校統廃合時などにおいて建て替えを行う際の学校施設整備の基本理念及び基本方針等を表す「町田市立学校の新たな学校施設整備の基本的な考え方」で構成されています。

これらの内容について、より丁寧な審議を行うために本審議会の検討部会として「町田市立学校の新たな通学区域のあり方検討部会」と「町田市立学校の新たな学校づくりのあり方検討部会」を設置して審議を行いました。

また、新たな通学区域のあり方と新たな学校施設整備のあり方について、保護者や市民の意見を把握してより丁寧な調査審議をするために、「町田市立学校の新たな通学区域（アンケート調査案）」を作成してアンケート調査及び意見募集を実施し、その結果をもとに審議を行いました。

2020年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のために「緊急事態宣言」が発出され、東京都が「感染拡大警戒区域」に指定されたことを受けて、町田市は市立小・中学校を約2カ月間臨時休業し、子どもたちは自宅で学習課題に取り組む家庭学習中心の学校生活を過ごしました。

審議会では、その状況下においても10年後、20年後に町田に生まれ育つ子どもたちの立場に立って、より良い教育環境をつくるために「義務教育の目的及び目標」に立ち返って、社会環境が変化しても変わらない学校の役割を確認したうえで調査審議を行ってきました。

また、本審議会を開かれたものとするために、リモート会議で開催した審議会において傍聴室を設置して会議を公開するとともに、本審議会を傍聴することができない方々が議論の経過を確認することができるよう、議事録もすべて公開してきました。

諮問から2021年3月までの約11カ月間における審議会13回、検討部会12回にわたる調査審議を経て、「町田市新たな学校づくり推進計画」の結論を得るに至ったことから、ここに答申いたします。

2021年（令和3年）4月16日
まちだの新たな学校づくり審議会

第 1 章 町田市立学校を取り巻く環境変化について

- 1 町田市立学校の児童・生徒数の推移と将来推計について
- 2 町田市立学校施設の老朽化について
- 3 子どもたちが社会から期待される資質・能力について
- 4 特別支援教育の環境整備について
- 5 ICT を活用した教育活動の推進について
- 6 学校を支えるチーム体制の推進について
- 7 愛着ある地域拠点となる学校づくりの推進について

1 町田市立学校の児童・生徒数の推移と将来推計について

町田市は、高度経済成長期に大規模団地が建設されたことなどによって 1960 年代後半から児童・生徒数が大幅に増加し、小学生は 1980 年度の約 3.7 万人、中学生は 1985 年度の約 1.8 万人まで増加しました。

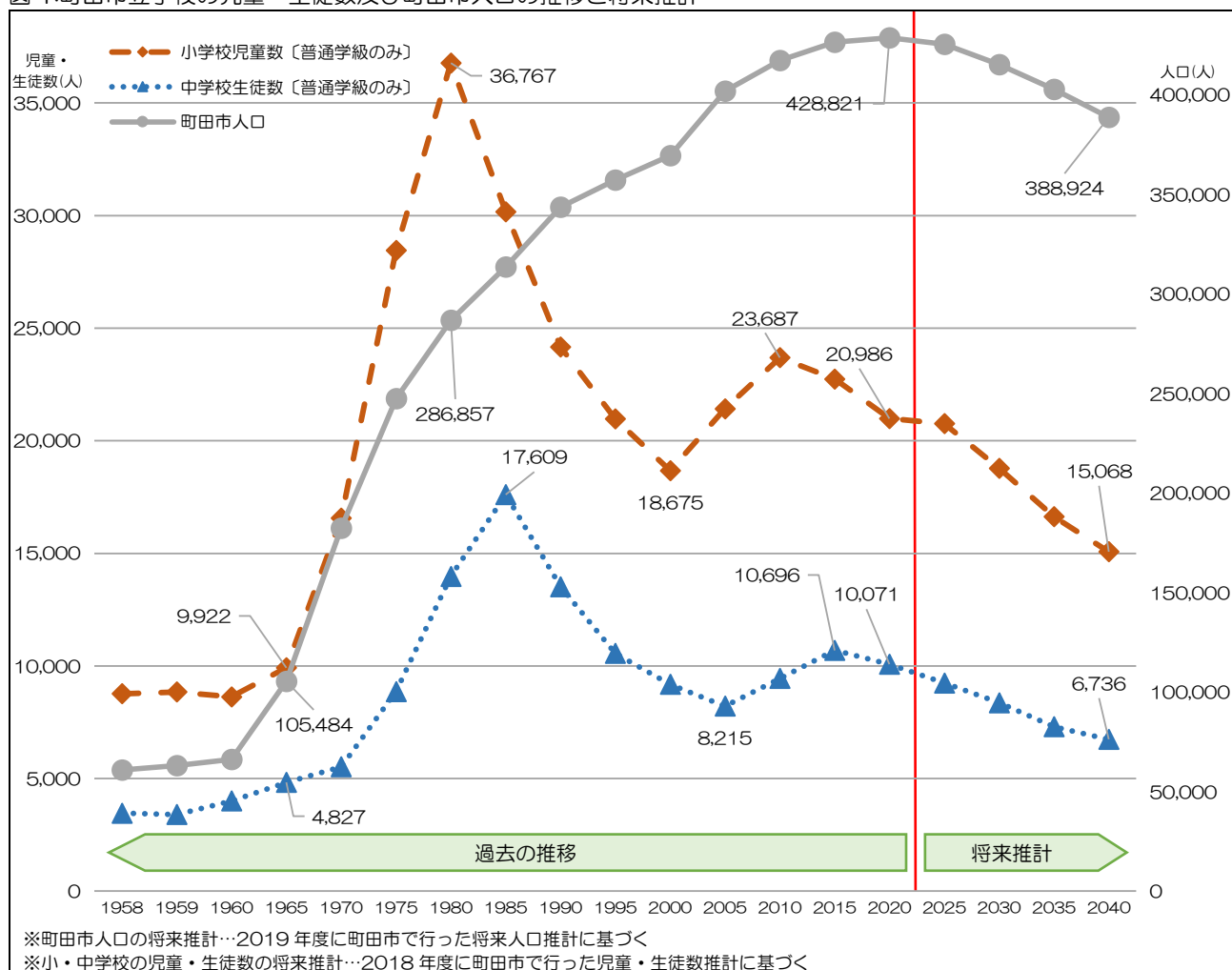
その後、大規模団地の子どもたちが小・中学校を卒業したことで 1980 年代から 1990 年代にかけて児童・生徒数が大幅に減少したことから、2001～2003 年度に 44 校あった小学校を 39 校に統廃合し、2010 年度には中学校 1 校を閉校しています。

その一方、大規模開発によって特定の地域の人口が大幅に増加したことで 2000 年代に児童・生徒数が再び増加に転じたことから、小学校を 2005～2010 年度の間に 3 校、中学校を 2012 年度に 1 校開校しました。

しかし、出生数の減少（少子化）の影響によって小学生は 2010 年度、中学生は 2016 年度をピークに減少に転じ、2020 年度の児童・生徒数は、小学生が約 2.1 万人、中学生が約 1 万人まで減少しています。

今後の児童・生徒数推計では、2040 年度には小学生が約 1.5 万人（2020 年度比：△30%）、中学生が約 7 千人（2020 年度比：△31.7%）となることを見込まれていることから、町田の未来の子ども達により良い教育環境を整備するために適正規模・適正配置を推進するとともに、児童・生徒数の変動に柔軟に対応することができる新たな学校づくりを推進する必要があります。

図 1:町田市立学校の児童・生徒数及び町田市人口の推移と将来推計



2 町田市立学校施設の老朽化について

町田市では、高度経済成長期における児童・生徒数の大幅な増加に対応するために 1970 年代に建築した小・中学校施設の老朽化が大きな課題となっています。

文部科学省が 2013 年 3 月にまとめた「学校施設の老朽化対策について」によると、全国の公立小・中学校のうち、鉄筋コンクリート造（耐用年数 60 年）の学校施設を建て替えるまでの平均年数は約 42 年となっています。

しかし、町田市立学校は、2020 年 4 月時点で築 42 年を超える校舎のある小・中学校が 62 校のうち 38 校あり、2024～2044 年度の 21 年間に、耐用年数である 60 年が到来する校舎のある小・中学校が 55 校あります。

この 55 校について、鶴川第一小学校（約 43.4 億円）、町田第一中学校（約 55.2 億円）と仮に同じ費用で建て替えた場合、2024～2044 年度の 21 年間で約 2,588 億円が必要になります。

この建て替え費用を削減・平準化しながら、将来にわたって子どもたちの学校における安全を確保するとともに、町田の未来の子ども達により良い教育環境を整備するためには、長期的な視点から建て替えや改修する学校施設の優先順位を検討し、計画的に更新していく必要があります。

図 2:町田市立学校の建築・改築の経過（2004～2019 年度）

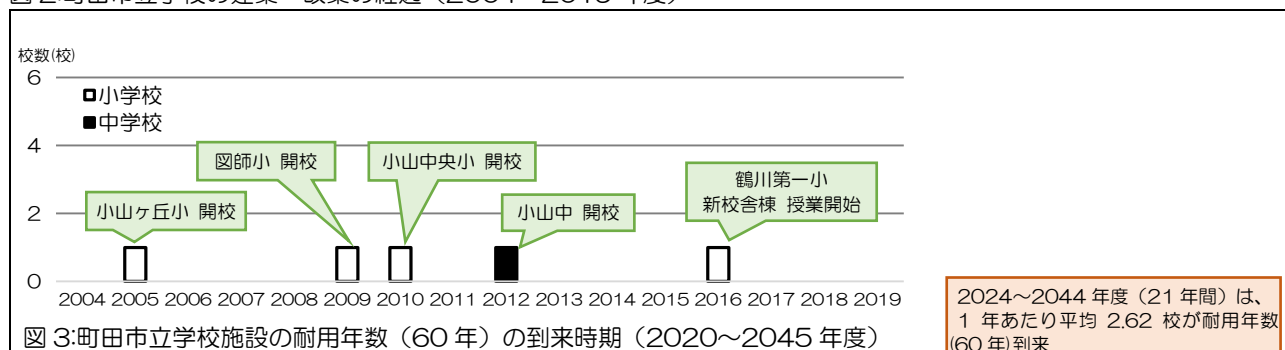
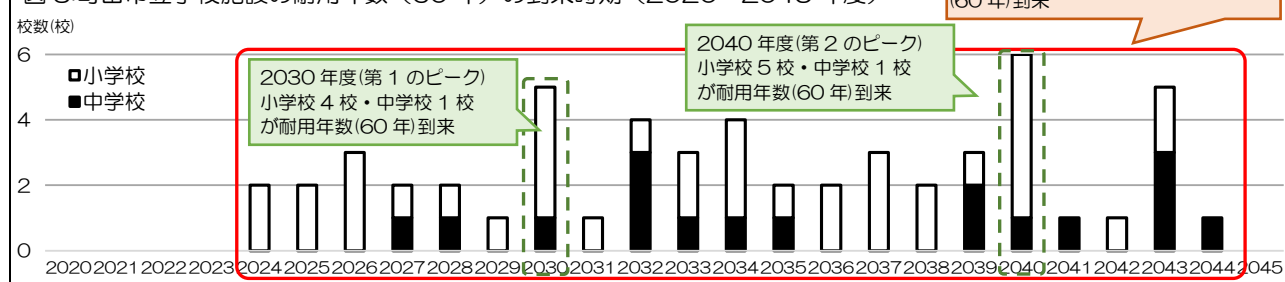


図 3:町田市立学校施設の耐用年数（60 年）の到来時期（2020～2045 年度）



3 子どもたちが社会から期待される資質・能力について

(1) 学習指導要領※の改訂

学習指導要領は、社会の変化を見据えて、子どもたちがこれから生きていくために必要な資質や能力を踏まえて約10年に1度改訂が行われています。

2017年に改訂され、小学校は2020年度から全面実施、中学校は2021年度から全面実施された学習指導要領では、急速に変化するこれからの時代に求められる教育を実現するために、学校教育の理念を学校と社会が共有し、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかについて教育課程において明確にしながら、社会との連携及び協働によってその実現を図る「社会に開かれた教育課程」を重視しています。

その「社会に開かれた教育課程」を実現するために、各教科で子供たちに育む資質・能力を「①知識及び技能」「②思考力、判断力、表現力等」「③学びに向かう力、人間性」の3つに明確化し、「主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）」を通じた授業改善を図りながら、学習効果の最大化を図る「カリキュラム・マネジメント」の確立に努めることが掲げられています。

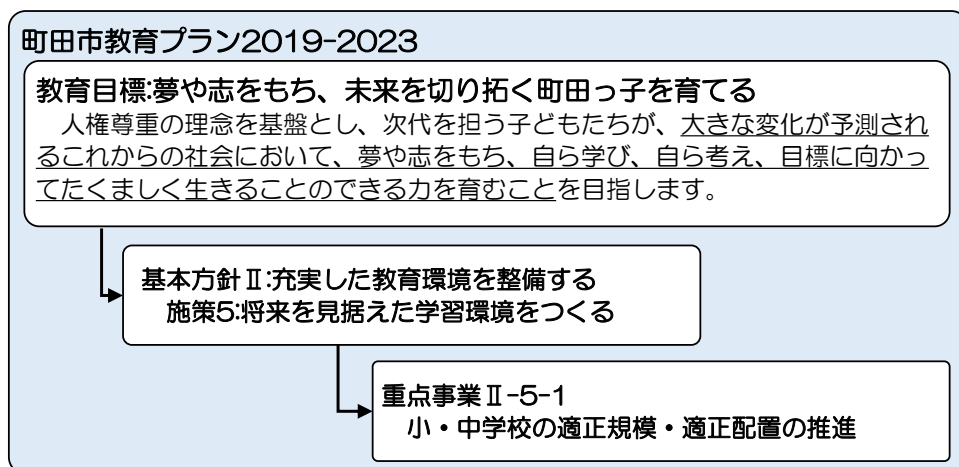
また、「情報活用能力」が言語能力と並んで学習の基盤となる資質・能力として位置づけられました。小学校においては「プログラミング的思考」の育成が明記され、中学校においては技術・家庭科においてプログラミングに関する内容が充実されました。そして、小学校では、第3・4学年に外国語活動、第5・6学年に外国語が教科として実施されることになりました。

今後も学習指導要領の改訂は行われていきますが、将来の教育内容及び方法等の変化を予測することは困難です。その中で町田の未来の子ども達により良い教育環境を整備するためには、その環境変化や学校教育にかかる諸制度の改正にも対応することができる新たな学校づくりを進める必要があります。

(2) 町田市教育目標 ～「町田市教育プラン2019-2023」から～

町田市では、将来の予測が困難で変化の激しい社会の到来などの将来の環境変化を見据えて、「町田市教育プラン2019-2023」において新たな教育目標を定めています。

この新たな教育目標を実現するための取り組みの一つとして、「小・中学校の適正規模・適正配置の推進」を掲げており、将来を見据えた学習環境をつくるために適正規模・適正配置を契機とした新たな学校づくりを進める必要があります。



※ 学習指導要領とは…全国どの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けることができるようにするために文部科学省が定めている、各学校で教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準で、それぞれの教科等の目標や大まかな教育内容を定めています。

4 特別支援教育の環境整備について

2007年4月に、国は改正学校教育法を施行し、従来の特殊教育の対象の障がいだけでなく知的な遅れのない発達障がいも含めて、特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒が在籍する全ての学校において特別支援教育を行うことが規定されました。

東京都では、2010年11月に、東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画を策定し、発達障がいの児童・生徒に対する支援体制の整備方針を明らかにしました。

町田市では、特別な支援を必要とする児童・生徒に対する教育環境の整備を図るため、2015年5月に町田市特別支援教育推進計画を策定し、2019年度において、特別支援学級の固定学級を、小学校で42校中25校、中学校で20校中11校に設置しています。（表1、表2参照）

また、2020年3月に第2期町田市特別支援教育推進計画を策定し、特別支援学級の固定学級を2022年度には小・中学校延べ39校に設置し、特別支援教室（サポートルーム）を2021年度には中学校全校に設置します。

特別支援学級に在籍する児童・生徒数は、2019年度において、小学校では488人、中学校では217人であり、1998年と比較し、小学校では約3倍、中学校では約4倍と増加傾向にあります。（図4参照）

しかし、新築または改築校を除いた町田市立学校における特別支援教育の施設環境は、設計時点において特別支援教育を想定していないことから余裕教室等を活用する場合が多く、教室数や教室の広さ、教室の配置等に十分な配慮をすることができていません。

町田の未来の子ども達により良い教育環境を整備するためには、適正規模・適正配置を契機として、特別な支援を必要とする児童・生徒に対する教育環境をさらに充実させることができる新たな学校づくりを推進する必要があります。

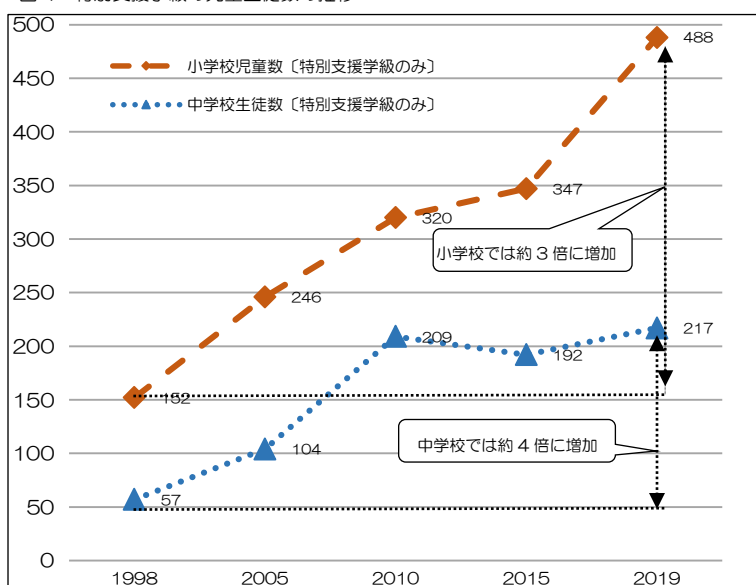
表1：固定学級・通級指導学級の設置校数（小学校）

小学校 (42校)		学校数	学級数
知的障がい	固定	20	60
肢体不自由	固定	1	1
情緒障がい	固定	4	9
固定制 合計		25	70
弱視	通級	1	1
難聴	通級	2	2
言語	通級	2	4
サポートルーム※3	通級	11	
通級制 合計		16	7

表2：固定学級・通級指導学級の設置校数（中学校）

中学校 (20校)		学校数	学級数
知的障がい	固定	10	31
肢体不自由	固定	1	1
固定制 合計		11	32
難聴	通級	1	1
情緒	通級	4	21
通級制 合計		5	22

図4：特別支援学級の児童生徒数の推移



※学校基本調査の人数に基づく

※1 障がい等のため、通常の学級に在籍することが困難な児童・生徒が在籍する学級。児童・生徒の実態に応じた特別な教育課程

※2 通常の学級に在籍している軽度の障がいのある児童・生徒に対して、当該児童・生徒の障がいに応じた特別な指導を在籍学級とは異なる場所で行う教育課程

※3 町田市における特別支援教室（情緒障がい等通級指導学級）

5 ICTを活用した教育活動の推進について

小学校は2020年度から全面実施、中学校は2021年度から全面実施される学習指導要領において「情報活用能力」が言語能力と並んで学習の基盤となる資質・能力として位置づけられました。

これを受けて町田市では、ICTを効果的に授業で活用することで、思考力・判断力・表現力等を育成して学力向上を図るために、2019年度までに町田市立小・中学校に1校あたり40台の学習者用タブレット端末、2020年度までに町田市立小・中学校の普通教室に大型提示装置の整備を進めてきました。

その一方、2018年にOECDが実施した「国際学習到達度調査」の結果が2019年度に公表され、日本の高校1年生の読解力が前回の8位から15位に大幅に後退したことが報告されました。

その理由が、調査方法が手書きからコンピューター使用型調査に変更され、キーボードやマウスを操作しながら自由記述に回答したり、画面に表示される情報を読み取って回答する調査方法に変更されたことが要因の一つであるという分析がなされるとともに、教室で行われる1週間の授業でデジタル機器を利用すると回答した高校1年生の割合が、国際学習到達度調査と同時に行われたアンケート調査で31カ国の中で最下位だったことが公表されました。

このことを契機として、国は2019年度に、2023年度までに義務教育を受ける児童・生徒に対して、1人1台の学習者用PCと、その環境を支える高速ネットワーク環境を整備する「GIGAスクール構想」を策定しました。

町田市では、国が示した「GIGAスクール構想」の枠組みを活用して、2020年度末までに町田市立小・中学校の児童・生徒1人1台の学習者用タブレット端末を整備しました。

このようなICTを活用した教育活動は今後加速することが予想されますが、その長期的な将来の変化を予測することは困難です。その中で町田の未来の子ども達により良い教育環境を整備するためには、ICTを活用した教育活動がさらに推進される未来を見据えた新たな学校づくりを進める必要があります。

(参考) GIGAスクール構想に基づく学びの変容イメージ(文部科学省資料から)



6 学校を支えるチーム体制の推進について

児童・生徒を取り巻く状況や保護者・社会からの要望が多様化・複雑化する中で、経験年数の少ない教員も増加していることから、教員の多忙化が社会問題となっています。

町田市が2018年1月に独自に実施した教員勤務実態調査では、時間外在校等時間数が1カ月あたり80時間を超える教員が全体の約1/4（23%）を占めることが明らかとなりました。

また、2000年代初頭は、小学校は経験年数21年目から34年目程度、中学校は16年目から30年目程度のベテランの教員が多数を占めていましたが、現在は、小学校は経験年数15年目以下、中学校は経験年数11年目以下が多数を占めています。

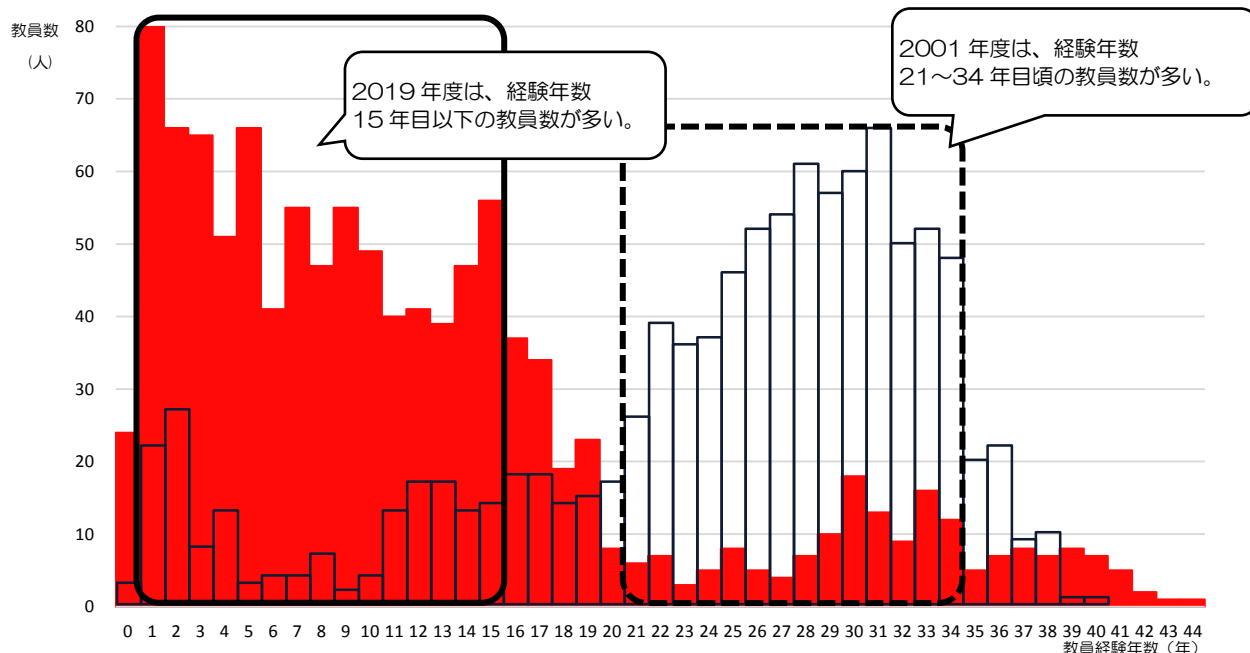
これらの課題に対して、教員が担う業務の縮減・適正化を図ることで授業準備や教材研究等に注力できる体制整備するとともに、教員のライフ・ワーク・バランスを確立して教育の質を向上させることを目的として、2019年2月に「町田市立小・中学校における働き方改革プラン」（以下「働き方改革プラン」）を策定しました。

働き方改革プランの基本方針の1つである「学校を支えるチーム体制の構築」では、経営支援部の設置や、教員を支援する人材や専門性を有する人材（以下「支援人材」）を配置して学校を支えるチーム体制を構築することによって、教員の業務量の削減や負担感の軽減を目指しています。

しかし、町田市立学校の施設環境は、設計時点において教員以外の人材とチーム体制を構築して学校経営を行うことを想定していないことから、特に支援人材の執務環境に十分な配慮をすることができていません。

町田の未来の子ども達により良い教育環境を整備するためには、学校を支えるチーム体制をさらに推進することができるような新たな学校づくりを推進する必要があります。

図5:町田市立小学校教員 経験年数別教員数の分布比較（2001年度→2019年度）



※経験年数別教員数：3月31日時点における町田市教育委員会資料に基づく人数（0年目は各年度4月2日以降の採用者数）

表3：町田市立学校に配置・巡回している主な学校を支援する人材（以下の例示以外にも支援人材あり）

区分	業務内容
副校長補佐	副校長を補佐し、調査・報告、服務管理、施設管理などを行う人材
スクール・サポート・スタッフ	学習プリント等の印刷・配布準備、授業準備の補助などを行う人材
ボランティア・コーディネーター	学校支援ボランティア人材の手配及び調整、外部団体との連絡調整などを行う人材
特別支援教育支援員	学習面や行動面に特別な支援を必要とする児童を支援する人材
部活動指導員	教員の負担軽減や部活動の質の向上を図るため、教員に代わって部活動を指導する人材
スクール・カウンセラー	学校における児童・生徒の心のケアや支援を行う人材
スクール・ソーシャルワーカー	いじめ、不登校等の課題に対して、子どもとその環境に働きかけて課題解決を図る人材

7 愛着ある地域拠点となる学校づくりの推進について

町田市立学校では、教育活動の支援や地域と保護者、教職員との連絡調整を行う「学校支援地域理事」や「学校支援ボランティア」による学校支援活動に代表されるように、教育活動における地域との連携・協力が不可欠なものとなっています。

また町田市立学校は、放課後子ども教室「まちとも」の実施や学童保育クラブの学校敷地内への整備によって、子ども達の放課後の居場所としての役割を果たしています。

加えて、町田市立学校は町田市地域防災計画に基づく避難施設に位置づけられ、市民の防災拠点であるとともに、学校施設の開放などによって町田市立学校が地域活動やスポーツ活動にも活用されており、市民生活の拠点としての役割も果たしています。

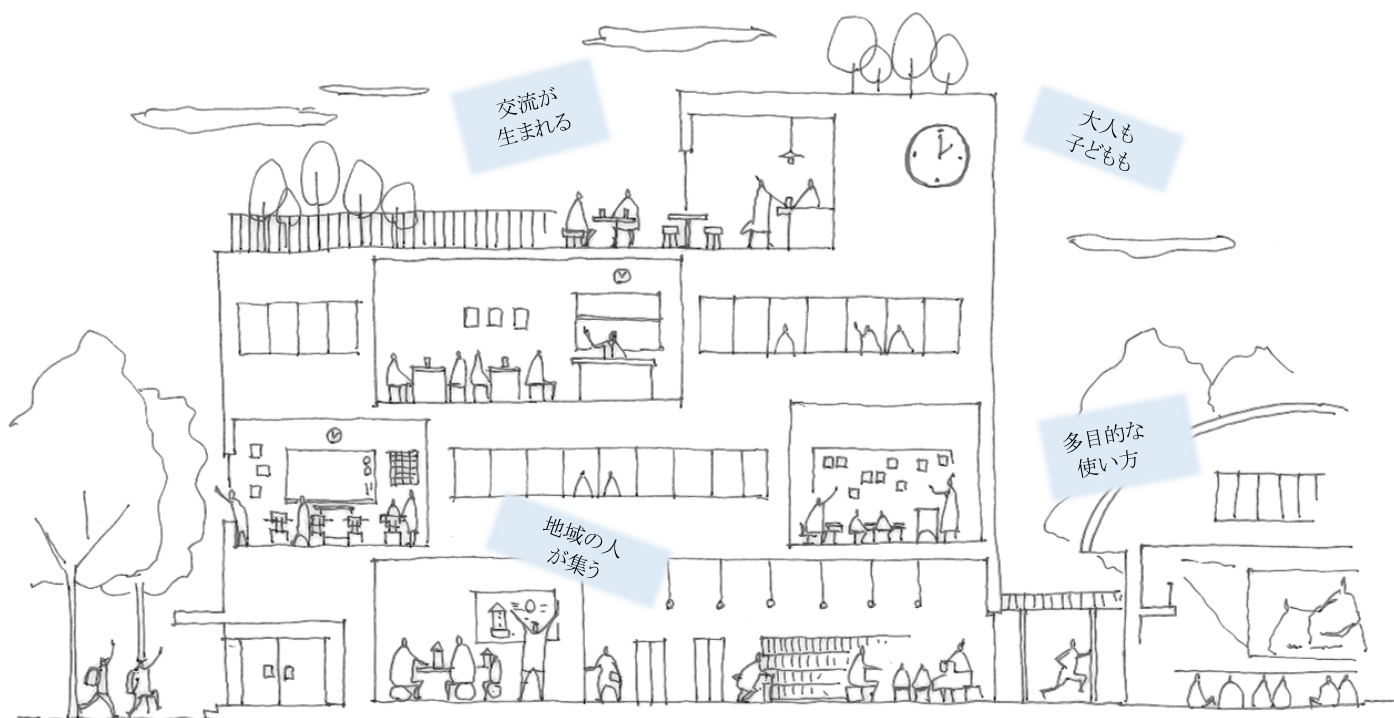
そして、町田市では2021年度から、学校と地域の連携をさらに強化するために、学校支援地域理事を設置しているスクールボード校（全校）にコミュニティ・スクールを導入しました。

また、同じく2021年度には、放課後子ども教室「まちとも」が町田市立小学校全校で実施されるとともに、学童保育クラブに小学校4年生から6年生の児童も入会できるようになり、町田市立小学校の放課後活動の役割がさらに強化されます。

そして、2018年6月に策定した「町田市公共施設再編計画」では、町田市立学校に対して、さらに地域に開放して異なる機能を持たせる多機能化や、他の公共施設との複合化によって、多様な人々が交流し活動する場を創出し、愛着ある地域拠点施設となることが期待されています。

町田の未来の子ども達により良い教育環境を整備するだけでなく、多様な人々が学校につどい、教育活動への支援や放課後活動、地域活動その他の市民活動を通じて、市民が交流し活動する愛着ある地域拠点となるような新たな学校づくりを推進する必要があります。

図6: 町田市公共施設再編計画における町田市立学校のイメージ



第2章 町田市新たな学校づくり推進計画の概要

- 1 計画の目的
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の構成
- 4 計画の期間

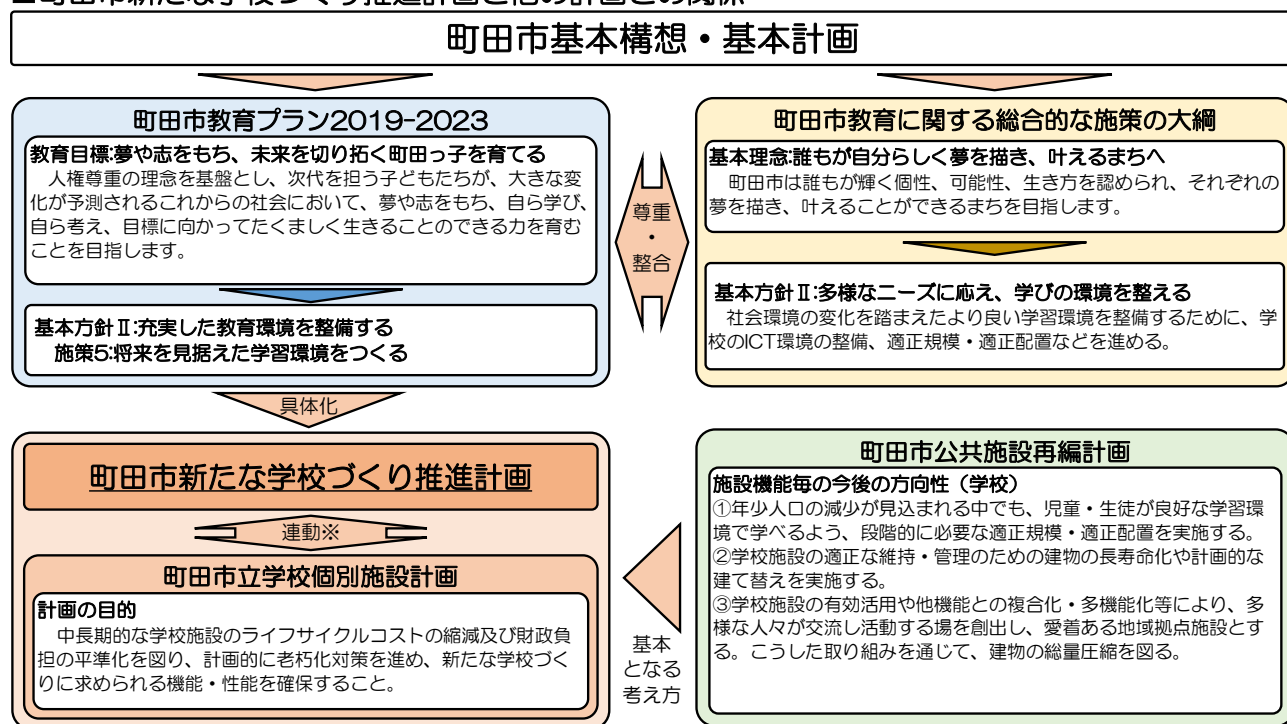
1 計画の目的

将来の変化を予測することが困難な時代においても、その環境変化や学校教育にかかる諸制度の改正にも対応することができる、より良い教育環境を整備し、充実した学校教育を実現するために、学校ごとの学級数や学校施設機能といった教育環境の違いがもたらす学校教育上、学校経営上の課題を解決し、適正規模・適正配置の推進を契機とした新たな学校づくりを計画的に推進することを目的とします。

2 計画の位置づけ

- 「町田市新たな学校づくり推進計画」（以下「推進計画」）は、「町田市教育プラン2019-2023」に定める教育目標である「夢や志をもち、未来を切り拓く町田っ子を育てる」の実現を基本的視点に据え、「基本方針Ⅱ 充実した教育環境を整備する」に掲げている「施策5 将来を見据えた学習環境をつくる」を具体化するための実行計画と位置づけます。
- 推進計画は、「町田市公共施設再編計画」に掲げている「施設機能毎の今後の方向性」を基本となる考え方として策定します。
- 推進計画は、中長期的な学校施設のライフサイクルコストの縮減及び財政負担の平準化を図り、計画的に老朽化対策を進め、新たな学校づくりに求められる機能・性能を確保するために策定する「町田市立学校個別施設計画」（以下「個別施設計画」）と連動して実行するものとしてします。

■町田市新たな学校づくり推進計画と他の計画との関係



※推進計画及び個別施設計画において実現を目指す新たな学校施設整備のあり方は、「町田市立学校の新たな学校施設整備の基本的な考え方」において共通事項を定めただうえて、町田市立学校の施設機能別に室数、面積、配置等の標準を定める「町田市立学校 施設機能別整備方針」を策定して具体化することで、2つの計画を連動させて充実した教育環境を整備します。

3 計画の構成

町田市新たな学校づくり推進計画は、主に以下の3つの要素で構成しています。

(1) 町田市立学校の新たな学校施設整備の基本的な考え方

学校統廃合等を契機とした学校施設の建て替え等を行う町田市立学校において、今後の町田市立学校における教育環境・生活環境づくりや放課後活動、市民生活の拠点としてのあり方を見据えた新たな学校づくりの基盤となる学校施設を整備するうえでの新たな学校施設整備の理念及び方針を定めたもの。

(2) 町田市立学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方

適正規模となる「1学年あたりの望ましい学級数」及び適正規模の実現を目指した望ましい通学区域の編成と学校配置を進めるうえでの基本的な考え方を定めたもの。

(3) 町田市立学校の新たな通学区域

適正規模・適正配置を契機とした新たな学校づくりを推進するために、2040年度に実現することを目指す「新たな通学区域」「新たな学校づくり候補地」及び適正規模・適正配置を契機とした「新たな学校づくりの優先順位」を定めたもの。

4 計画の期間

計画期間は、2021年度から2039年度までの19年間です。

※この期間において町田市立学校の新たな通学区域の実現を目指し、適正規模・適正配置を契機とした新たな学校づくりを計画的に推進するものとします。

第3章 町田市立学校の新たな学校施設整備の基本的な考え方

- 1 義務教育の目的及び目標
- 2 町田市立学校施設整備の基本理念
- 3 町田市立学校施設整備の基本方針
- 4 「町田市立学校 施設機能別整備方針」の策定について

「町田市立学校の新たな学校施設整備の基本的な考え方」とは、学校統廃合等を契機とした学校施設の建て替え等を行う町田市立学校において、今後の町田市立学校における教育環境・生活環境づくりや放課後活動、市民生活の拠点としてのあり方を見据えた新たな学校づくりの基盤となる学校施設を整備するうえでの新たな学校施設整備のあり方（基本理念）と、そのあり方を実現するうえで重視する事項（基本方針）をまとめたものです。

この基本的な考え方は「町田市立学校個別施設計画」との共通事項として位置づけます。

1 義務教育の目的及び目標

「町田市立学校の新たな学校施設整備の基本的な考え方」を調査審議するうえで、これからの学校が期待される役割について「社会環境の変化に対応した学校のあり方」だけではなく、「社会環境が変化しても変わらない学校のあり方」、特に学校に通学して学ぶ意味（学校施設の存在意義）を踏まえて調査審議する必要があることから、義務教育の目的や目標を定めた法令等について確認を行いました。

教育基本法（抜粋）

（教育の目的）

第1条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

（義務教育）

第五条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。
2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。

学校教育法（抜粋）

（義務教育の目標）

第21条 義務教育として行われる普通教育は、教育基本法（平成十八年法律第二十号）第5条第2項に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 1 学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 2 学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 3 我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。
- 4 家族と家庭の役割、生活に必要な衣、食、住、情報、産業その他の事項について基礎的な理解と技能を養うこと。
- 5 読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと。
- 6 生活に必要な数量的な関係を正しく理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。
- 7 生活にかかわる自然現象について、観察及び実験を通じて、科学的に理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。
- 8 健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養うとともに、運動を通じて体力を養い、心身の調和的発達を図ること。
- 9 生活を明るく豊かにする音楽、美術、文芸その他の芸術について基礎的な理解と技能を養うこと。
- 10 職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと。

（児童の体験活動の充実）

第31条 小学校においては、前条第一項の規定による目標の達成に資するよう、教育指導を行うに当たり、児童の体験的な学習活動、特にボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の充実に努めるものとする。この場合において、社会教育関係団体その他の関係団体及び関係機関との連携に十分配慮しなければならない。

2 町田市立学校施設整備の基本理念

「町田市立学校施設整備の基本理念」は、町田市立学校における「教育環境・生活環境づくり」「放課後活動の拠点づくり」「市民生活の拠点づくり」を進めるうえで、どのような学校施設を整備する必要があるのか、そのあり方を基本理念として表しています。

(1) 教育環境・生活環境づくりの基本理念

児童・生徒が、夢や志をもち、自ら学び、自ら考え、目標に向かってたくましく生きることのできる力を育むために必要な、多様な学習形態に対応することができる環境や、主体的に体を動かしたくなる環境を整備します。

特に、児童・生徒が協働的な学習や学校生活を通じて、思考力・判断力・表現力や社会性や人間関係を形成する力を育むために、安心して学校生活を送ることができる環境を基盤として、協働的な学習や学校生活におけるコミュニケーションを促進することができる環境を整備します。

「町田市教育プラン 2019-2023」において教育目標として掲げている「夢や志をもち、未来を切り拓く町田っ子」を育てるために必要な、主体的・対話的で深い学びを実現するための多様な学習形態に対応することができる環境や、体力を向上させるために学校生活において自ら体を動かしたくなる環境を整備します。

また、ICTを活用した教育活動が一層推進されることが見込まれる将来において、児童・生徒が学校に通学して学ぶ意味を考えた時に、協働的な学習や学校生活を通じて、思考力・判断力・表現力や社会性・人間関係を形成する力を育むことが特に重要となります。

このことから、防犯対策や施設の安全性といった安心して学校生活を送ることができる環境を基盤として、普通教室とその周辺におけるゆとりの確保や共有スペースの工夫等によって、協働的な学習や学校生活におけるコミュニケーションを促進することができる環境を整備します。

(2) 放課後活動の拠点づくりの基本理念

放課後における児童・生徒の居場所の一つとして、安心して様々な活動をすることができる環境を整備します。

児童・生徒の保護者の就労の状況や本人の意思によって、放課後には様々な居場所や過ごし方があります。

このことから、小学校では、学童保育クラブや放課後子ども教室「まちとも」、中学校では部活動や地域未来塾などのような放課後活動の拠点の一つとして、防犯対策や施設の安全性を確保し、安心して様々な活動をすることができる環境を整備します。

(3) 市民生活の拠点づくりの基本理念

多様な人々が学校につどい、教育活動・放課後活動などを通じた連携・協働や、スポーツ・生涯学習、地域活動その他の市民活動を通じて、市民が交流し活動する愛着ある地域拠点となるような環境を整備します。

また、地域の防災拠点として災害時の対応を円滑に行うことができる環境を整備します。

地域と学校が連携・協働するためのスペースの確保や、学校施設のさらなる地域開放、他の公共施設等との複合化によって、多様な人々が学校につどい、教育活動・放課後活動への支援や、スポーツ・生涯学習、地域活動その他の市民活動を通じて、市民が交流し活動する愛着ある地域拠点となるような環境を整備します。

また、町田市立学校が町田市地域防災計画における指定避難施設と位置づけられていることを踏まえて、地域の防災拠点として災害時の対応を円滑に行うことができる環境を整備します。

3 町田市立学校施設整備の基本方針

「町田市立学校施設整備の基本方針」は、学校施設整備の基本理念の実現に向けて、何を重視して学校施設を整備するのか、その基本方針を表しています。

(1) 学校用地の条件に応じて充実した教育環境を実現することができる施設整備

学校用地の面積や法的要件、周辺環境の状況など、学校用地の条件に応じて教育環境を充実することができる施設整備を行う。

学校用地の広さや形状を自由に選ぶことができないことから、学校施設を整備する用地の面積、形状、関係法令による建築制限等の条件、周辺環境の状況などの様々な学校用地の条件においても、充実した教育環境を実現することができる施設整備を行います。

(2) 将来の環境変化に柔軟に対応することができる施設整備

学校に通学して学ぶ意味を踏まえたうえで、町田市立学校における将来の児童・生徒の教育環境及び生活環境の変化や、放課後活動や市民生活の拠点としての役割の変化など、将来の環境変化に柔軟に対応することができる施設整備を行う。

学校施設を整備する場合、耐用年数に応じた期間使用することが想定されます。

しかし、長期的な環境変化を予測しながら学校施設を整備することは困難であることから、学校に通学して学ぶ意味を踏まえたうえで、町田市立学校における将来の教育内容・方法といった教育環境の変化や、児童・生徒の生活環境の変化、児童・生徒数の減少により生じた余裕教室の他用途への転用、放課後活動の拠点及び市民生活の拠点としての役割の変化など、将来の環境変化に柔軟に対応することができる施設整備を行います。

(3) ライフサイクルコストをより少なくすることができる施設整備

学校施設の整備費だけでなく、整備後の管理費・修繕費、そして将来の改築等の費用も含めたライフサイクルコストをより少なくすることができる施設整備を行う。

整備した学校施設について、児童・生徒の良好な教育環境・生活環境を維持するには、学校整備後の管理費や修繕費を確保する必要があります。

しかし、学校施設は面積も広く施設数も多いため、整備費以外にも多額の管理費や修繕費を必要とすることから、学校施設の整備費だけでなく、整備後の管理費・修繕費、そして将来の改築等の費用も含めたライフサイクルコストをより少なくすることができる施設整備を行います。

4 「町田市立学校 施設機能別整備方針」の策定について

学校施設整備の基本理念及び学校施設整備の基本方針に表した内容について、学校施設の建て替え等を行う際に具体化するために、町田市立学校の施設機能別に室数、面積、配置等の学校施設整備を進めるうえでの標準となる「町田市立学校 施設機能別整備方針」を策定します。

この整備方針は、学校施設整備時の設計において参照するとともに、社会環境の変化に対応した改訂を行うことを想定していることから、「町田市立学校の新たな学校施設整備の基本的な考え方」から独立して整備するものとししました。

(参考)「町田市立学校 施設機能別整備方針」の構成

第1章 学校施設整備の基本理念	6 体育施設 (1) 屋内体育施設 (2) 屋外体育施設 (3) プール
第2章 学校施設整備の基本方針	7 給食施設
第3章 町田市立学校 施設機能別整備方針	8 空調設備・換気計画
Ⅰ 学校施設整備の検討条件	9 駐車場・駐輪場
1 学級編制基準について	10 防犯・安全対策
2 学級数及び児童・生徒数について	11 バリアフリー・ユニバーサルデザイン
Ⅱ 小学校	12 防災拠点としての施設整備
1 施設構成の基本的な考え方	13 放課後活動
2 施設機能別整備方針	14 地域開放・複合化への対応
(1) 普通教室等	15 木質化
(2) 多目的スペース	16 環境配慮
(3) 特別教室	V 容積率超過及び屋外運動場面積不足への対応
Ⅲ 中学校	1 容積率超過への対応
1 施設構成の基本的な考え方	2 屋外運動場面積不足への対応
2 施設機能別整備方針	VI 諸室構成及び規模の標準
(1) 普通教室等	1 小学校
(2) 多目的スペース	(1) 24学級（オープンスペース有り）
(3) 特別教室	(2) 24学級（オープンスペース無し）
(4) その他（進路指導室）	(3) 18学級（オープンスペース有り）
Ⅳ 小・中学校の共通事項	(4) 18学級（オープンスペース無し）
1 特別支援教育	2 中学校
(1) 特別支援学級	(1) 18学級
(2) 特別支援教室	(2) 12学級
2 ICT 環境	参考資料
3 管理諸室	
(1) 施設構成の基本的な考え方	
(2) 職員室	
(3) 校長室	
(4) 事務室	
(5) 保健室	
(6) 用務員室	
(7) 倉庫・教材室	
(8) 教育相談室	
(9) 会議室	
(10) 職員用更衣室	
(11) 給湯室	
4 その他諸室	
(1) 放送室	
(2) 児童・生徒用更衣室	
(3) 児童・生徒会室	
(4) 保護者活動室（PTA 室）	
(5) コミュニティルーム	
(6) 学校管理員室	
5 共有スペース	
(1) 昇降口	
(2) 廊下	
(3) 階段	
(4) 児童・生徒用トイレ	
(5) 手洗い場	
(6) 学校ギャラリー	
(7) コミュニケーションスペース	

第4章 町田市立学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方

- 1 基本的な考え方の視点
- 2 適正規模の基本的な考え方
- 3 適正配置の基本的な考え方

審議会では、適正規模・適正配置の推進を契機として、第3章で定めた「町田市立学校の新たな学校施設整備の基本的な考え方」に基づく新たな学校づくりを推進するために、「町田市立学校の新たな通学区域」の調査審議を行いました。

本章では、その調査審議の基礎となった2020年3月2日に教育委員会で策定した学校統廃合を含めた通学区域見直しの基本的な考え方である「町田市立学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方」を掲載します。

1 基本的な考え方の視点

教育委員会では、町田市立学校のより良い教育環境をつくり、充実した学校教育の実現に向けて、学校ごとの学級数や学校施設機能といった教育環境の違いがもたらす学校教育上、学校経営上の課題を解決するために、以下の視点に立って適正規模・適正配置を推進するものとします。

「町田の未来の子どもたち」の視点

適正規模・適正配置は、現在だけではなく、児童・生徒数の減少と学校施設の老朽化が進行する10年後、20年後に町田に生まれ育つ未来の子どもたちの立場に立って、ソフト・ハードの両面からより良い教育環境をつくるために推進するものとします。

また、学校統廃合の議論についても学校統廃合を目的とするのではなく、町田市立学校を取り巻く環境変化を踏まえて、町田の未来の子どもたちにソフト・ハードの両面からより良い教育環境をつくるための手段として必要な議論である、という認識に立って適正規模・適正配置を推進するものとします。

2 適正規模の基本的な考え方

町田市立学校における適正規模の定義を「1学年あたりの望ましい学級数」とし、適正規模の基本的な考え方を以下のとおりとします。

(1) 小学校

1学年あたり3学級から4学級（1校あたり18学級から24学級）

(2) 中学校

1学年あたり4学級から6学級（1校あたり12学級から18学級）

ただし、学校統廃合を含めた通学区域の見直しによって、適正規模となる1学年あたりの望ましい学級数の上限以上の学校が生じることが見込まれる場合には、答申を踏まえて大規模校のデメリットへの対策を適切に講じるものとします。

また、児童・生徒数及び学級数の将来推計を行った際に、特定の地域において開発などの影響によって、適正規模となる1学年あたりの望ましい学級数を上回る学校が生じることが見込まれる場合には、より良い教育環境をつくることができるよう、児童・生徒数及び学級数の推計に見合った教室数などを確保することができる「ゆとりある学校施設環境」の整備を検討するものとします。

3 適正配置の基本的な考え方

学校ごとの学級数や学校施設機能といった教育環境の違いがもたらす学校教育上、学校経営上の課題を解決するためには、適正規模の実現を目指した望ましい通学区域の編成と学校配置を進めるとともに、ゆとりのある学校施設環境を整備することが必要です。

このことを踏まえて、適正配置の基本的な考え方を以下のとおりとします。

(1) 通学時間及び通学距離について

- ①通学時間の許容範囲…おおむね 30 分程度を目安
- ②通学距離の許容範囲…徒歩でおおむね 2 k m程度を目安
- ※①及び②いずれも町田市立小・中学校共通

ただし、住所に基づく就学指定校に対して、徒歩での通学距離が 2 k mを超えて通学する児童・生徒については、通学時間がおおむね 30 分程度を目安として通学することができるよう、例えば、公共交通機関のさらなる活用やスクールバスの導入などのような様々な負担軽減策について、地域それぞれの実情やニーズを踏まえて検討及び実施するものとします。

(2) 安全な通学環境について

学校統廃合を含めた通学区域の見直しを進めるうえで通学の安全対策は最も重要であることから、安全な通学路を設定するだけではなく、通学路の安全点検による安全対策、地域との連携による見守り活動の実施、子どもたちへの安全教育などを総合的に実施し、「安全な通学環境」の実現を目指すものとします。

また、安全な通学環境を実現するために必要な取り組みについては地域も参画するなど、地域の実情も踏まえながらその連携体制をさらに強化するものとします。

(3) 地域社会との関係について

町田市立学校は、町内会・自治会をはじめとした様々な地域コミュニティに支えられながら運営していることから、学校統廃合を含めた通学区域の見直しを行うにあたっては、原則として町区域に基づいて通学区域を区分しながら、地域コミュニティにおける様々な活動との関係にも可能な限り配慮するものとします。

(4) 小・中学校区の整合について

義務教育期間である小・中学校 9 年間における子どもたちのより良い人間関係づくりや教育活動の連続性または一貫性を確保するために、学校統廃合を含めた通学区域の見直しを行うにあたっては、一つの小学校から複数の中学校へ分かれて進学することがなくなるように小・中学校区の整合を可能な限り図るものとします。

(5) 通学区域内における学校の位置について

町田の未来の子どもたちにソフト・ハードの両面からより良い教育環境をつくる視点から、学校統廃合を行う場合に学校の位置を決定するにあたっては、「児童・生徒の通学のしやすさ」「ゆとりある学校施設環境の整備」「学校施設の老朽化の状況」などを踏まえて決定するものとします。

第5章 町田市立学校の新たな通学区域

- 1 町田市立学校の新たな通学区域とは
- 2 調査審議の視点
- 3 新たな通学区域編成の考え方
- 4 新たな学校づくり候補地評価の考え方
- 5 新たな通学区域について
- 6 新たな通学区域及び新たな学校づくり候補地（忠生地区）
- 7 新たな通学区域及び新たな学校づくり候補地（町田地区）
- 8 新たな通学区域及び新たな学校づくり候補地（南地区）
- 9 新たな通学区域及び新たな学校づくり候補地（鶴川地区）
- 10 新たな通学区域及び新たな学校づくり候補地（堺地区）
- 11 新たな学校づくりの優先順位

1 町田市立学校の新たな通学区域とは

町田市立学校の新たな通学区域とは、第1章に掲げる環境変化に対応しながら適正規模・適正配置を契機とした新たな学校づくりを推進するために、2040年度に実現することを目指す「新たな通学区域」「新たな学校づくり候補地」及び適正規模・適正配置を契機とした「新たな学校づくりの優先順位」を定めるものです。

2 調査審議の視点

町田市立学校を取り巻く環境は、第1章で示しているとおり、児童・生徒数の減少や学校施設の老朽化、これからの社会において求められる資質・能力の変化といった様々な環境の変化が生じています。そして、特別支援教育の充実やICTを活用した教育活動の推進、教員以外の人材とチーム体制を構築した学校経営、市立学校が愛着ある地域拠点施設となることへの期待といった環境変化に対して、高度経済成長期に設計・建設された町田市立学校では十分に対応することができていないことを確認しました。

また、学校に通学して学ぶ意味を考えた時に、協働的な学習や学校生活を通じて多様な考え方に日々触れる機会をつくるうえでも適正規模を確保することが重要であることを確認しました。

そこで審議会では、町田市立学校の新たな通学区域の議論について、第4章に掲げる基本的な考え方に基づいて、以下の視点で調査審議を行うものとししました。

(1)「まちだの新たな学校づくりに関するアンケート調査・意見募集」結果の尊重

学校統廃合を含めた通学区域のあり方や、学校統廃合を行う場合などにおいて新校舎を建設する際の新たな学校づくりのあり方の議論をより丁寧に行うために、2020年6月に保護者・市民を対象とした「まちだの新たな学校づくりに関するアンケート調査・意見募集」（以下「アンケート調査等」）を実施しました。

このアンケート調査等では、2020年10月以降に審議会で具体的な検討に着手するための新たな通学区域（アンケート調査案）を示したうえでご意見をお聞きしたところ、2,572人から延べ6,921件という多数のご意見をいただきました。

その内容についても、2019年度の審議会において調査審議し、教育委員会が決定した基本的な考え方において定めた内容と共通するご意見が多く、消極的ながらも学校統廃合を含めた通学区域の見直しに賛成または止むを得ないというご意見を多くいただきました。

また、学校統廃合を含めた通学区域の見直しに反対されるご意見についても「町田の未来の子どもたちにより良い教育環境をつくる」という目的意識が共通しているものが多くありました。

いずれのご意見についても町田市立学校の新たな通学区域のあり方を調査審議するうえで大切なご意見であることから、アンケート調査等の結果を尊重して調査審議を行うものとししました。

(2) 学校統廃合を含めた通学区域の見直しの必要性

アンケート調査・意見募集結果においては、学校統廃合を含めた通学区域の見直しに反対されるご意見も寄せられました。

しかし、児童・生徒数の減少や学校施設の老朽化などの環境変化に対応しながら、町田の未来の子どもたちにソフト・ハードの両面からより良い教育環境をつくるためには学校統廃合が必要な状況であることから、学校統廃合を含めた通学区域の見直しを進めていくという共通認識をもって調査審議を行うものとししました。

3 新たな通学区域編成の考え方

町田市立学校の新たな通学区域は、第4章に掲げる基本的な考え方に基づいて、以下の考え方で編成するものとししました。

(1) 適正規模の実現

町田の未来の子ども達にソフト・ハードの両面からより良い教育環境をつくるためには、長期的な視点から検討が必要であることから、2040年度までの児童・生徒数及び学級数の推計をもとに、基本的な考え方で定めた以下の「適正規模となる学級数」を上回るまたは下回る学校について、その範囲に近づくように通学区域を編成しました。

- ①小学校・・・1学年あたり3学級から4学級（1校あたり18学級から24学級）
- ②中学校・・・1学年あたり4学級から6学級（1校あたり12学級から18学級）

(2) 適正規模実現の方法

適正規模となる学級数の実現を目指した新たな通学区域を編成するにあたっては、「通学区域の変更」または「学校統廃合（通学区域の分割統合含む）」で対応するものとししました。

ただし、通学区域を変更した場合に教室数が不足する場合や、適正規模の実現が困難となる（変更した学校の学級数が適正規模となる学級数を超える）場合には、学校統廃合を含めた通学区域の見直しを行っていない場合があります。

(3) 町区域による通学区域の区分（地域社会との関係）

通学区域の区分は、地域コミュニティにおける様々な活動との関係にも配慮するために、基本的な考え方に基づいて、原則として町区域（例：森野1丁目）で区分して編成しました。

また、これまで一部の通学区域において、町区域を分断する道路で区分していた通学区域についても、原則として町区域で区分するものとししました。

ただし、町区域で区分して通学区域を変更した場合に教室数が不足する場合や、適正規模の実現が困難となる場合には、町区域で区分しない場合があります。

(4) 小・中学校区の整合

教育活動における小・中学校の連携を強化するために、基本的な考え方に基づいて、原則として一つの小学校から複数の中学校へ分かれて進学することがなくなるように通学区域を編成しました。

ただし、小・中学校区を整合させて通学区域を変更した場合に教室数が不足する場合や、適正規模の実現が困難となる場合には、小・中学校区を整合させない場合があります。

4 新たな学校づくり候補地評価の考え方

学校統廃合を検討する場合における新たな学校づくり候補地（以下「候補地」）の評価について、第4章に掲げる基本的な考え方に基づいて、以下の考え方で検討しました。

（1）都市計画道路の整備予定

候補地において都市計画道路の整備が計画されており、都市計画道路が整備されることで、将来学校として使用することができなくなる候補地については、評価を行わないものとします。

（2）児童・生徒の通学のしやすさ

以下の項目ごとに評価を行って優先順位を定めるものとし、優先順位の値を合計した数の小さい候補地から順番に「児童・生徒の通学のしやすさ」の優先順位とするものとします。

ただし、「児童・生徒の通学のしやすさ」の優先順位が同点となった場合は、以下の項目②の割合が高い候補地の優先順位を上位とするものとします。

①望ましい通学距離を超える児童・生徒への配慮

統合検討対象校の新たな通学区域内において、評価年度における候補地と児童・生徒の居住地の直線距離が2kmを超える児童・生徒が「適正配置の基本的な考え方」において定めた「おおむね30分程度を目安（望ましい通学時間）」の範囲内で通学可能であるか確認したうえで、2km以内にすべての児童・生徒が居住している候補地を優先するものとします。

この確認において、公共交通機関の活用やスクールバス運行といった負担軽減策による配慮を行った場合に、おおむね30分程度（35分以内）で通学することが困難※な候補地については、候補地としないものとします。

なお、いずれの候補地においても直線距離が2kmを超える児童・生徒が存在する場合は、直線距離が2km以内に居住する児童・生徒の割合が高い候補地を優先するものとします。

※おおむね30分程度で通学することが困難な場合とは

ア 公共交通機関による配慮

以下のいずれかの条件に該当する場合に、おおむね30分程度で通学することが困難であるものとし、イのスクールバス運行による配慮を検討します。

あ 町田市市内における主たる公共交通機関である路線バスを利用した場合において、最長通学距離となる児童・生徒の通学時間が35分以内で通学することが困難な場合。

い 路線バスを利用して35分以内で通学することが可能な場合においても、登校時における路線バスの乗車時間帯における運行本数を理由として、児童・生徒が登校時間までに登校することが困難な場合。

イ スクールバス運行による配慮

①のアの「あ」または「い」に該当する場合において、スクールバス運行（1校あたり最大3台、1台あたり定員50人程度）による配慮を検討します。

この場合において、スクールバス運行による通学の負担軽減を必要とする児童・生徒数が150名を超える場合には、スクールバス運行による配慮が困難であるものとします。

②児童・生徒の通学のしやすさへの配慮

より短い通学距離（通学時間）で通学することのできる児童・生徒が多くなることで、通学の安全にも配慮することができることから、統合検討対象校の新たな通学区域内において、評価年度における候補地と児童の居住地の距離が直線距離で1km以内に居住する児童・生徒の割合の高い候

補地を優先するものとします。

ただし、小学校にあっては候補地から直線距離で 1km 超かつ 2km 以下、中学校にあっては候補地から直線距離で 1.5km 超かつ 2km 以下の区域に居住する児童・生徒のうち、新たな通学区域内の各地域における最長通学距離となる児童・生徒がおおむね 30 分程度（35 分以内）で通学することが困難な候補地については、候補地としないものとします。

（3）ゆとりある学校施設環境の整備

以下の項目ごとに評価を行って優先順位を定めるものとし、優先順位の値を合計した数の小さい候補地から順番に「ゆとりある学校施設環境の整備」の優先順位とするものとします。

① 建物敷地面積及び運動場面積の合計等

以下の面積を比較し、その面積の大きい候補地を優先するものとします。

ア 学校が建設されている候補地の場合

学校施設台帳における「建物敷地面積」及び「運動場面積」の合計面積

イ 学校が建設されていない候補地

当該学校候補地の面積

② 建築制限

都市計画法に基づいて指定されている用途地域において定められている容積率を比較し、容積率の大きい学校候補地を優先するものとします。

③ 施設配置の工夫のしやすさ

以下の 3 項目を比較検討したうえで点数化し、3 項目の合計点数の大きい候補地を優先するものとします。

ア 土地の形状

候補地の形状が、より正方形に近いかどうか（施設配置に支障が出やすい凹凸のある形状ではないかどうか）比較検討します。

イ 土地の高低差

候補地内に、施設配置（例：平面である運動場を配置しにくい）や維持管理に支障が出やすい高低差があるかどうか比較検討します。

ウ 周囲への日影の影響

候補地の周辺環境について、北・東・西の 3 方位の状況を確認し、日影に関する配慮が必要な建物や公園等の有無を比較検討します。

あ 概ね北・東・西の 3 方向に配慮が必要な建物や公園等がある…影響大

い 概ね北・東・西のうち、2 方向に配慮が必要な建物や公園等がある…影響中

う 概ね北・東・西のうち、1 方向以下に配慮が必要な建物や公園等がある…影響小

（4）学校施設の老朽化の状況

原則として、2000 年 4 月 2 日以降に供用開始した新築または改築した学校を候補地として優先するものとします。

ただし、当該学校を統合先とする場合には、学校施設の状況を確認し、学校統廃合時に必要な改修または修繕について検討するものとします。

(5) 新たな学校づくり候補地の選定について

評価項目「児童・生徒の通学のしやすさ」「ゆとりある学校施設環境の整備」「学校施設の老朽化の状況」の評価結果を踏まえて、以下の考え方で新たな学校づくり候補地を選定するものとします。

① 評価項目「学校施設の老朽化の状況」に該当する候補地が存在する場合

評価項目「学校施設の老朽化の状況」において、2000年4月2日以降に供用開始した新築または改築した学校（候補地）がある場合には、当該候補地を選定するものとします。

② 評価項目「児童・生徒の通学のしやすさ」及び評価項目「ゆとりある学校施設環境の整備」において、いずれも優先順位が1位の候補地が存在する場合

①に該当しない場合において、評価項目「児童・生徒の通学のしやすさ」及び評価項目「ゆとりある学校施設環境の整備」において、その評価がいずれも1位の候補地が存在する場合、当該候補地を選定するものとします。

③ 評価項目「児童・生徒の通学のしやすさ」及び評価項目「ゆとりある学校施設環境の整備」において、優先順位1位の候補地が異なる場合

①に該当しない場合において、評価項目「児童・生徒の通学のしやすさ」及び評価項目「ゆとりある学校施設環境の整備」において、優先順位1位の学校候補地が異なる場合、町田の未来の子どもたちにより良い教育環境を整備することができるよう、原則として、評価項目「ゆとりある学校施設環境の整備」が1位または上位の候補地を選定するものとします。

ただし、通学への配慮が困難な場合や、候補地の土地の条件が大きく異ならず、候補地がいずれも1位となっているような場合には、評価項目「児童・生徒の通学のしやすさ」が1位または上位の学校候補地を選定するものとします。

④ 評価時点において学校が設置されていない候補地が優先順位1位となった場合

評価時点において学校が設置されていない候補地は、実現可能性も含めた検討・調整が必要となることから、①から③の評価の結果、評価時点において学校が設置されていない候補地（学校用地を除く）が優先順位1位となった場合、学校が設置されている候補地の中から次点となる候補地を選定するものとします。

⑤ 統合可能年度が2030年度以降になる候補地の選定について

統合可能時期が評価時点から10年以上先である場合、児童生徒分布などの条件の変化により、評価時点とは児童・生徒の通学のしやすさの評価が変化する場合や、新たな候補地が現れる可能性があります。

そのため、統合可能年度が2030年度以降の候補地については、各年度の児童・生徒数及び学級数推計を確認しながら、適切な時期に教育委員会において候補地の確認を行うものとします。

この場合において、審議会で審議対象とならなかった候補地が生じた場合には、新たな学校づくり候補地評価の考え方を踏まえて確認を行い、必要に応じて候補地を変更するものとします。

5 新たな通学区域について

審議会では、2020年6月に実施した「まちだの新たな学校づくりに関するアンケート調査及び意見募集」等を踏まえて、25ページの「調査審議の視点」及び27ページの「新たな学校づくり候補地評価の考え方」を定めたうえで、町田市立学校の新たな通学区域について、「堺地区」「忠生地区」「鶴川地区」「町田地区」「南地区」の5つに区分して調査審議しました。

その調査審議の結果は以下の通りです。

(1) 新たな通学区域一覧表

	通学区域(中学校区)	通学区域(小学校区)	通学区域となる町区域
堺地区	1 ・堺 ・武蔵岡	1 ・相原 ・大戸	相原町
		2 小山ヶ丘	小山ヶ丘6丁目、小山ヶ丘4～5丁目の一部 小山町の一部
	2 小山	3 小山	小山町の一部
		4 小山中央	小山ヶ丘1～3丁目、小山ヶ丘4～5丁目の一部
忠生地区	3 ・忠生 ・小山田	5 ・忠生 ・山崎 ・図師	図師町、忠生1～4丁目、根岸1～2丁目、 根岸町、矢部町
		6 ・小山田 ・小山田南	小山田桜台1～2丁目、上小山田町、下小山田町、常盤町
	4 木曽	7 ・忠生第三 ・木曽境川	木曽西1～5丁目、木曽東1～4丁目、木曽町
鶴川地区	5 鶴川	8 ・鶴川第一 ・大蔵	大蔵町、小野路町、野津田町の一部
	6 ・鶴川第二 ・真光寺	9 鶴川第二	鶴川1丁目、能ヶ谷1～7丁目、広袴町
		10 ・鶴川第三 ・鶴川第四	真光寺1～3丁目、真光寺町、鶴川2～6丁目、 広袴1～4丁目
		11 三輪	三輪町、三輪緑山1～4丁目
町田地区	7 ・薬師 ・金井	12 ・藤の台 ・金井	金井1～8丁目、金井町、金井ヶ丘1～5丁目、 野津田町の一部 薬師台1～3丁目
	8 町田第一	13 町田第一	原町田5～6丁目、中町1～4丁目
		14 町田第四	旭町1～3丁目、森野1～6丁目
	9 町田第二	15 町田第二	原町田1～4丁目
	10 南大谷	16 ・町田第六 ・南大谷 ・高ヶ坂	高ヶ坂1～7丁目、東玉川学園3～4丁目、 南大谷
		17 町田第五	玉川学園1～8丁目
南地区	11 ・町田第三 ・山崎	18 ・町田第三 ・本町田東 ・本町田	藤の台1～3丁目、本町田
		19 七国山	山崎1丁目、山崎町
	12 南	20 南第一	金森4～5丁目、南町田1～5丁目
		21 ・南第三 ・南第四	金森1～3、6～7丁目、金森東1～4丁目
	13 つくし野	22 ・つくし野 ・南つくし野	小川6～7丁目、つくし野1～4丁目 南つくし野1～4丁目
		23 鶴間	鶴間1～8丁目
	14 成瀬台	24 ・成瀬台 ・成瀬中央	成瀬台1～4丁目、成瀬1～4丁目 西成瀬1～3丁目、東玉川学園1～2丁目
	15 南成瀬	25 ・南第二 ・南成瀬	成瀬5～8丁目、南成瀬1～8丁目
		26 小川	小川1～5丁目、成瀬が丘1～3丁目

※新たな通学区域の編成時に、学校候補地の比較を行った通学区域については複数の学校名を掲載しています。

(2) 新たな学校づくり候補地一覧表

調査審議の結果、町田市立学校の新たな通学区域のうち、学校統廃合を契機とした新たな学校づくりを進める必要がある通学区域においては、「新たな学校づくり候補地」を選定しました。その調査審議の結果は以下のとおりです。

なお、学校が建設されていない場所（学校用地除く）が候補地となった場所については、次点の候補地について「()」を付して記載しています。

①小学校

	通学区域(小学校区)	新たな学校づくり候補地
堺地区	1 ・相原 ・大戸	相原小学校
忠生地区	2 ・忠生 ・山崎 ・図師	図師小学校
	3 ・小山田 ・小山田南	小山田南小学校
	4 ・忠生第三 ・木曽境川	忠生第三小学校
鶴川地区	5 ・鶴川第一 ・大蔵	鶴川第一小学校
	6 ・鶴川第三 ・鶴川第四	鶴川第四小学校
	7 ・藤の台 ・金井	金井スポーツ広場
町田地区	8 ・町田第六 ・南大谷 ・高ヶ坂	町田第六小学校
	9 ・町田第三 ・本町田東 ・本町田	本町田東小学校
南地区	10 ・南第三 ・南第四	南第四小学校
	11 ・つくし野 ・南つくし野	つくし野セントラルパーク (つくし野小学校)
	12 ・成瀬台 ・成瀬中央	成瀬中央小学校
	13 ・南第二 ・南成瀬	南第二小学校

②中学校

	通学区域(中学校区)	新たな学校づくり候補地
堺地区	1 ・堺 ・武蔵岡	堺中学校
忠生地区	2 ・忠生 ・小山田	忠生中学校
鶴川地区	3 ・鶴川第二 ・真光寺	鶴川第二中学校
	4 ・金井 ・薬師	金井中学校
町田地区	5 ・町田第三 ・山崎	木曽山崎公園 (山崎中学校)

(3) 新たな学校づくり候補地選定結果の確認方法

33 ページ以降に、地区別の新たな通学区域及び通学区域別の新たな学校づくり候補地の選定結果を掲載します。このうち、表形式で掲載している新たな学校づくり候補地選定結果の読み方は以下のとおりとなります。

なお、新たな学校づくり候補地を選定するにあたって、審議会で確認または検証した資料については、答申後、町田市ホームページにおいて公開※します。町田市ホームページの公開場所については、85 ページをご確認ください。

※児童・生徒の居住地分布などの個人情報が記載された地図等を除く

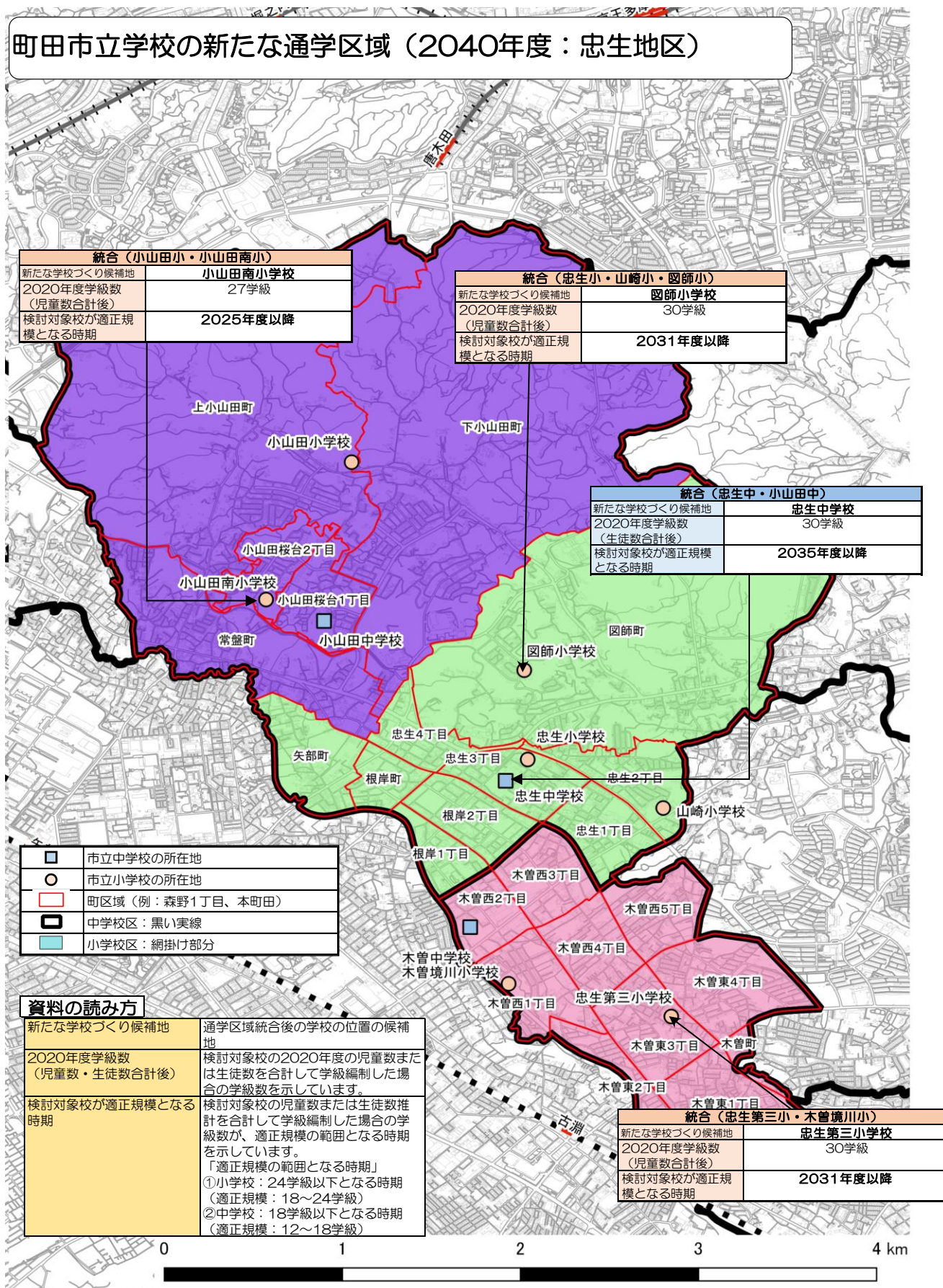
■新たな学校づくり学校候補地 選定結果の読み方

学校名（候補地名）		①	学校名または学校以外の新たな学校づくり候補地名
学校候補地		②	「○」…審議会において選定した新たな学校づくり候補地 「(○)」…学校施設が建設されていない候補地（学校用地除く）を選定した場合における、次点と評価した新たな学校づくり候補地 ※27ページの新たな学校づくり候補地評価の考え方に基づいて評価
統合後学級数 （注）	2020年度	③	2020年度に通学区域を統合した場合の学級数
	2030年度	④	2020年度に実施した児童・生徒数推計に基づいて2030年度に通学区域を統合した場合の学級数
	2040年度	⑤	2020年度に実施した児童・生徒数推計に基づいて2034年度に通学区域を統合した場合の学級数
	統合可能年度	⑥	小学校：推計した学級数が24学級以下になる年度 中学校：推計した学級数が18学級以下になる年度
	⑥の児童数・学級数	⑦	⑥の年度における統合後の児童数（または生徒数）及び学級数
優先順位		⑧	評価項目「児童・生徒の通学のしやすさ」における優先順位 ※27ページの新たな学校づくり候補地評価の考え方に基づいて評価
評価項目 児童・生徒の通学のしやすさ	候補地から直線距離で2km（徒歩で約30分）超の場所に居住する児童（生徒）	⑨	候補地から直線距離で2km（徒歩で約30分）超の場所に居住する児童（生徒）の割合
		⑩	候補地から直線距離で2km（徒歩で約30分）超の場所に居住する児童（生徒）の人数
	2kmを超える児童（生徒）への配慮	⑪	候補地から直線距離で2km超の場所に居住する児童（生徒）が、おおむね30分程度（35分以内）で通学するための配慮の可否
	候補地から直線距離で1km（徒歩で約15分）以内の場所に居住する児童（生徒）	⑫	学校候補地から直線距離で1km（徒歩で約15分）以内の場所に居住する児童（生徒）の割合
		⑬	学校候補地から直線距離で1km（徒歩で約15分）以内の場所に居住する児童（生徒）の人数
	1km～2kmの児童（生徒）への配慮	⑭	候補地から直線距離で1(1.5)km超～2km以内の場所に居住する児童（生徒）が、おおむね30分程度（35分以内）で通学するための配慮の可否
優先順位		⑮	評価項目「ゆとりある学校施設環境の整備」における優先順位 ※27ページの新たな学校づくり候補地評価の考え方に基づいて評価
評価項目 ゆとりある学校施設環境の整備	面積	面積（㎡）	⑯ 建物敷地面積と運動場面積の合計 ※学校以外は敷地面積
	建築制限	主たる用途地域	⑰ 都市計画法の規定による建築物の用途・規模等の制限の区分
	施設配置の工夫のしやすさ	容積率	⑱ 主たる用途地域における容積率
		土地の形状	⑲ より正方形に近い敷地であれば「整形」と記載
		土地の高低差	⑳ 有…候補地内に施設配置や維持管理に支障が出やすい高低差が有る 無…候補地内に施設配置や維持管理に支障が出やすい高低差が無い
		日影の影響	㉑ 大…周囲に建物等が多い（概ね北・東・西の3方向に建物等がある） 中…周囲に建物等がある（概ね北・東・西のうち2方向に建物等がある） 小…周囲に建物等が少ない（概ね北・東・西のうち1方向にのみ建物等がある）
		都市計画道路	㉒ 敷地内における都市計画道路の整備計画予定の有無 ※「計画有」と記載されている場合…候補地から除外
評価項目 老朽化の状況	2000年度以降建築	㉓	2000年度以降に新築または改築した場合には、新築または改築した年を記載 ※27ページの新たな学校づくり候補地評価の考え方に基づいて評価

（注）小学校の学級編制基準は、1 学級あたり 35 人として統合後学級数を推計しています。

6 町田市立学校の新たな通学区域について（忠生地区）

（1）町田市立学校の新たな通学区域（2040年度：忠生地区）



■新たな通学区域における通学区域の変更内容一覧表（学校別一覧表）

ア 小学校

区分	No.	通学区域変更の検討対象となる町区域（学校別）		通学区域変更後の通学区域（小学校区）
		小学校名	町区域	
地区内での変更	①	忠生小学校	下小山田町	小山田小学校・小山田南小学校
	②	図師小学校	下小山田町	小山田小学校・小山田南小学校
	③	山崎小学校	木曽西5丁目	忠生第三小学校・木曽境川小学校
他地区への変更	④	山崎小学校	山崎町	七国山小学校
	⑤	忠生第三小学校	森野4・6丁目	町田第四小学校
他地区からの変更	⑥	本町田小学校	木曽東4丁目	忠生第三小学校・木曽境川小学校

イ 中学校

区分	No.	通学区域変更の検討対象となる町区域（学校別）		通学区域変更後の通学区域（中学校区）
		中学校名	町区域	
地区内での変更	⑦	忠生中学校	木曽西5丁目	木曽中学校
			下小山田町	忠生中学校・小山田中学校
他地区への変更	⑧	忠生中学校	山崎町	町田第三中学校・山崎中学校
他地区からの変更	⑨	町田第三中学校	木曽西5丁目	木曽中学校
			木曽東1～4丁目	
			木曽町	

(2) 新たな学校づくり候補地の選定について

①小学校区

ア 忠生小学校・山崎小学校・図師小学校区

あ 新たな学校づくり候補地…「図師小学校」

い 候補地選定結果及び評価内容

学校名（候補地名）		①	忠生小学校	山崎小学校	図師小学校	
学校候補地		②			○	
統合後学級数	2020年度	③	30学級			
	2030年度	④	25学級			
	2040年度	⑤	24学級			
	統合可能年度	⑥	2031年度			
	⑥の児童数・学級数	⑦	790人（24学級）			
評価項目 児童・生徒の通学のしやすさ	優先順位		⑧	1位	3位	2位
	候補地から直線距離で2km（徒歩で約30分）超の場所に居住する児童		⑨	1.9%	4.1%	0.0%
			⑩	22人	48人	0人
		2kmを超える児童への配慮	⑪	配慮可能	配慮可能	該当なし
	候補地から直線距離で1km（徒歩で約15分）以内の場所に居住する児童		⑫	82.4%	53.7%	70.0%
			⑬	974人	635人	827人
	1km～2kmの児童への配慮	⑭	配慮可能	配慮可能	配慮可能	
評価項目 ゆとりある学校施設環境の整備	優先順位		⑮	2位	2位	1位
	面積	面積（㎡）	⑯	13,830	15,025	20,542
	建築制限	主たる用途地域	⑰	第二種中高層住居	第一種中高層住居	第一種低層住居
		容積率	⑱	200%	100%	80%
	施設配置の工夫のしやすさ	土地の形状	⑲	整形	整形	整形
		土地の高低差	⑳	無	無	無
		日影の影響	㉑	中	中	小
		都市計画道路	㉒	該当なし	該当なし	該当なし
評価項目 老朽化の状況	2000年度以降建築	㉓	該当なし	該当なし	2008年度	

う 審議会における審議内容

評価項目「児童・生徒の通学のしやすさ」では、直線距離で2kmを超える場所に居住する児童が22人いるものの通学の配慮が可能であり、直線距離で1kmから2kmの間に居住する児童においてもおおむね30分程度で通学可能であること、1km以内に居住する児童の割合が82.4%と1位であったことから、忠生小学校を1位と評価しました。

評価項目「ゆとりある学校施設環境の整備」では、面積の広さと施設配置の工夫のしやすさを評価して、図師小学校を1位と評価しました。

その一方、評価項目「学校施設の老朽化の状況」では図師小学校が、2008年度に供用を開始した新設校であることを確認しました。

このことから、2000年4月2日以降に供用を開始しており、評価項目「児童・生徒の通学のしやすさ」においても通学における児童への配慮が可能である図師小学校を新たな学校づくり候補地として選定するものとなりました。

イ 小山田小学校・小山田南小学校区

あ 新たな学校づくり候補地…「小山田南小学校」

い 候補地選定結果及び評価内容

学校名（候補地名）		①	小山田小学校	小山田南小学校	
学校候補地		②		○	
統合後学級数	2020年度	③	27学級		
	2030年度	④	22学級		
	2040年度	⑤	18学級		
	統合可能年度	⑥	2025年度		
	⑥の児童数・学級数	⑦	719人（24学級）		
評価項目 児童・生徒の通学のしやすさ	優先順位		⑧	2位	1位
	候補地から直線距離で2km（徒歩で約30分）超の場所に居住する児童		⑨	0.0%	2.4%
			⑩	0人	22人
	2kmを超える児童への配慮		⑪	該当なし	配慮可能
	候補地から直線距離で1km（徒歩で約15分）以内の場所に居住する児童		⑫	52.3%	83.3%
			⑬	479人	763人
	1km～2kmの児童への配慮		⑭	配慮可能	配慮可能
評価項目 ゆとりある学校施設環境の整備	優先順位		⑮	2位	1位
	面積	面積（㎡）	⑯	11,799	17,833
	建築制限	主たる用途地域	⑰	第一種低層住居	第一種中高層住居
		容積率	⑱	80%	150%
	施設配置の工夫のしやすさ	土地の形状	⑲	不整形	不整形
		土地の高低差	⑳	有	無
		日影の影響	㉑	小	中
		都市計画道路	㉒	該当なし	該当なし
評価項目 老朽化の状況	2000年度以降建築	㉓	該当なし	該当なし	

う 審議会における審議内容

評価項目「児童・生徒の通学のしやすさ」では、直線距離で2kmを超える場所に居住する児童が22人いるものの通学の配慮が可能であり、直線距離で1kmから2kmの間に居住する児童においてもおおむね30分程度で通学可能であること、直線距離で1km以内に居住する児童の割合が83.3%と1位であることから、小山田南小学校を1位と評価しました。

評価項目「ゆとりある学校施設環境の整備」においても、面積や容積率、施設配置の工夫のしやすさを評価して、小山田南小学校を1位と評価しました。

評価項目「学校施設の老朽化の状況」では、いずれの学校も2000年度以降に建築された学校ではありませんでした。

このことから、評価項目「児童・生徒の通学のしやすさ」「ゆとりある学校施設環境の整備」いずれも1位であった小山田南小学校を新たな学校づくり候補地として選定するものとなりました。

ウ 忠生第三小学校・木曽境川小学校区

あ 新たな学校づくり候補地…「忠生第三小学校」

い 候補地選定結果及び評価内容

学校名（候補地名）		①	忠生第三小学校	木曽境川小学校	
学校候補地		②	○		
統合後学級数	2020年度	③	30学級		
	2030年度	④	25学級		
	2040年度	⑤	20学級		
	統合可能年度	⑥	2031年度		
	⑥の児童数・学級数	⑦	681人（24学級）		
評価項目 児童・生徒の通学のしやすさ	優先順位		⑧	1位	2位
	候補地から直線距離で2km（徒歩で約30分）超の場所に居住する児童		⑨	0.0%	0.0%
			⑩	0人	0人
	2kmを超える児童への配慮		⑪	該当なし	該当なし
	候補地から直線距離で1km（徒歩で約15分）以内の場所に居住する児童		⑫	83.7%	57.2%
			⑬	990人	677人
	1km～2kmの児童への配慮		⑭	配慮可能	配慮可能
評価項目 ゆとりある学校施設環境の整備	優先順位		⑮	1位	1位
	面積	面積（㎡）	⑯	13,138	16,735
	建築制限	主たる用途地域	⑰	第一種低層住居	第一種低層住居
		容積率	⑱	80%	80%
	施設配置の工夫のしやすさ	土地の形状	⑲	整形	不整形
		土地の高低差	⑳	無	無
		日影の影響	㉑	大	大
		都市計画道路	㉒	該当なし	該当なし
評価項目 老朽化の状況	2000年度以降建築	㉓	該当なし	該当なし	

う 審議会における審議内容

評価項目「児童・生徒の通学のしやすさ」では、直線距離で2kmを超える場所に居住する児童がいないこと、直線距離で1kmから2kmの間に居住する児童においておおむね30分程度で通学可能であること、直線距離で1km以内に居住する児童の割合が83.7%と1位であることから、忠生第三小学校を1位と評価しました。

評価項目「ゆとりある学校施設環境の整備」においては、面積では木曽境川小学校が広いものの容積率はいずれも80%、施設配置の工夫のしやすさでは忠生第三小学校の評価が高いため、忠生第三小学校、木曽境川小学校のいずれの学校も1位と評価しました。

評価項目「学校施設の老朽化の状況」では、いずれの学校も2000年度以降に建築された学校ではありませんでした。

このことから、評価項目「児童・生徒の通学のしやすさ」「ゆとりある学校施設環境の整備」いずれも1位であった忠生第三小学校を新たな学校づくり候補地として選定するものとなりました。

②中学校

ア 忠生中学校・小山田中学校区

あ 新たな学校づくり候補地…「忠生中学校」

い 候補地選定結果及び評価内容

学校名（候補地名）		①	忠生中学校	小山田中学校	
学校候補地		②	○		
統合後学級数	2020年度	③	29学級		
	2030年度	④	20学級		
	2040年度	⑤	16学級		
	統合可能年度	⑥	2035年度		
	⑥の生徒数・学級数	⑦	653人（18学級）		
評価項目 児童・生徒の通学のしやすさ	優先順位		⑧	1位	2位
	候補地から直線距離で2km（徒歩で約30分）超の場所に居住する生徒 2kmを超える生徒への配慮 候補地から直線距離で1km（徒歩で約15分）以内の場所に居住する生徒 1km～2kmの生徒への配慮		⑨	28.0%	12.3%
			⑩	316人	139人
			⑪	配慮可能	配慮可能
			⑫	41.9%	41.0%
			⑬	474人	463人
			⑭	配慮可能	配慮可能
評価項目 ゆとりある学校施設環境の整備	優先順位		⑮	1位	2位
	面積	面積（㎡）	⑯	22,021	21,274
	建築制限	主たる用途地域	⑰	第二種中高層住居	第一種中高層住居
		容積率	⑱	200%	150%
	施設配置の工夫のしやすさ	土地の形状	⑲	整形	整形
		土地の高低差	⑳	無	無
		日影の影響	㉑	小	中
		都市計画道路	㉒	該当なし	該当なし
評価項目 老朽化の状況	2000年度以降建築	㉓	該当なし	該当なし	

う 審議会における審議内容

評価項目「児童・生徒の通学のしやすさ」では、直線距離で2kmを超える場所に居住する生徒が316人いるものの、路線バスやスクールバスなどの通学の配慮が可能であり、直線距離で1.5kmから2kmの間に居住する児童においてもおおむね30分程度で通学可能であること、直線距離で1km以内に居住する生徒の割合が41.9%と1位であることから、忠生中学校を1位と評価しました。

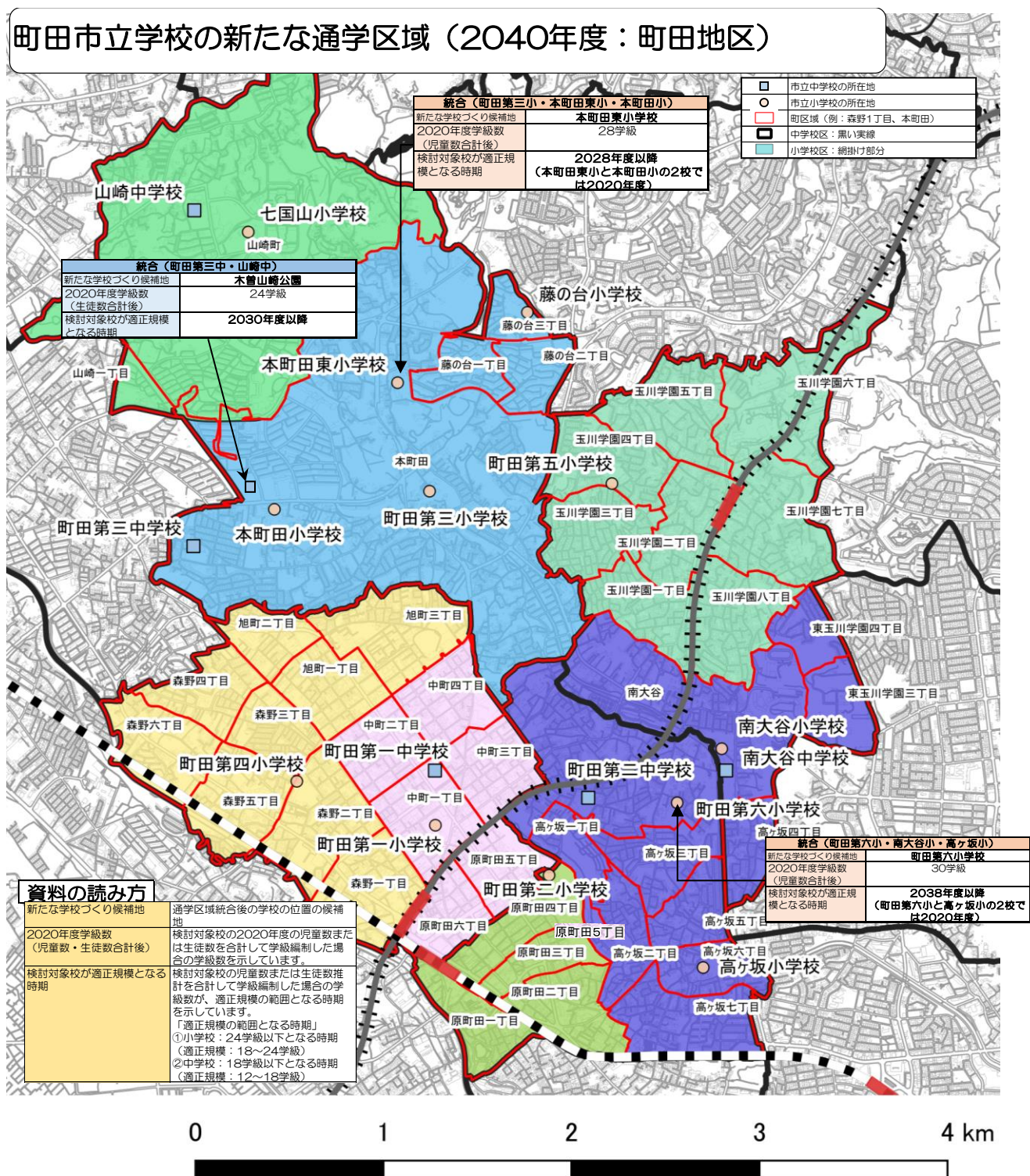
評価項目「ゆとりある学校施設環境の整備」においても、面積や容積率、施設配置の工夫のしやすさを評価して、忠生中学校を1位と評価しました。

評価項目「学校施設の老朽化の状況」では、いずれの学校も2000年度以降に建築された学校ではありませんでした。

このことから、評価項目「児童・生徒の通学のしやすさ」「ゆとりある学校施設環境の整備」いずれも1位であった忠生中学校を新たな学校づくり候補地として選定するものとしました。

7 町田市立学校の新たな通学区について（町田地区）

（1）町田市立学校の新たな通学区（2040年度：町田地区）



■新たな通学区域における通学区域の変更内容一覧表（学校別一覧表）

ア 小学校

区分	No.	通学区域変更の検討対象となる町区域（学校別）		通学区域変更後の通学区域（小学校区）
		小学校名	町区域	
地区内での 変更	①	町田第一小学校	旭町1～2丁目	町田第四小学校
			本町田	町田第三小学校・本町田東小学校・本町田小学校
			南大谷	町田第六小学校・南大谷小学校・高ヶ坂小学校
	②	町田第二小学校	高ヶ坂1～3丁目	町田第六小学校・南大谷小学校・高ヶ坂小学校
			南大谷	
			原町田5丁目	町田第一小学校
	③	町田第三小学校	旭町3丁目	町田第四小学校
			南大谷	町田第六小学校・南大谷小学校・高ヶ坂小学校
他地区 への 変更	④	町田第六小学校	本町田	町田第三小学校・本町田東小学校・本町田小学校
	⑤	南大谷小学校	玉川学園8丁目	町田第五小学校
	⑥	本町田東小学校	山崎町	七国山小学校
	⑦	本町田小学校	旭町2丁目	町田第四小学校
	⑧	南大谷小学校	西成瀬1～2丁目	成瀬台小学校・成瀬中央小学校
			西成瀬3丁目	
			東玉川学園1丁目	
	⑨	本町田小学校	木曽東4丁目	忠生第三小学校・木曽境川小学校
	⑩	高ヶ坂小学校	成瀬8丁目	南第二小学校・南成瀬小学校
他地区 からの 変更	⑪	南第三小学校	高ヶ坂7丁目	町田第六小学校・南大谷小学校・高ヶ坂小学校
			原町田1～2丁目	町田第二小学校
	⑫	金井小学校	玉川学園4～5丁目	町田第五小学校
			藤の台2丁目	町田第三小学校・本町田東小学校・本町田小学校
			本町田	
	⑬	忠生第三小学校	森野4・6丁目	町田第四小学校
	⑭	山崎小学校	山崎町	七国山小学校
	⑮	藤の台小学校	藤の台2～3丁目	町田第三小学校・本町田東小学校・本町田小学校

イ 中学校

区分	No.	通学区域変更の検討対象となる町区域（学校別）		通学区域変更後の通学区域（中学校区）
		中学校名	町区域	
地区内での 変更	⑰	町田第一中学校	本町田	町田第三中学校・山崎中学校
			南大谷	町田第二中学校
	⑱	町田第二中学校	高ヶ坂4丁目	南大谷中学校
			原町田5～6丁目	町田第一中学校
			本町田	町田第三中学校・山崎中学校
他地区 への 変更	⑲	町田第三中学校	旭町2丁目	町田第一中学校
			森野4・6丁目	
	⑳	町田第二中学校	成瀬8丁目	南成瀬中学校
			西成瀬1丁目	成瀬台中学校
	㉑	町田第三中学校	木曽西5丁目	木曽中学校
			木曽東1～4丁目	
			木曽町	
他地区 からの 変更	㉒	南大谷中学校	西成瀬1～3丁目	成瀬台中学校
			東玉川学園1丁目	
	㉓	南中学校	高ヶ坂7丁目	町田第二中学校
			原町田1～2丁目	
	㉔	薬師中学校	藤の台1～3丁目	町田第三中学校・山崎中学校
			本町田	
			山崎町	
	㉕	金井中学校	玉川学園4～5丁目	南大谷中学校
			藤の台2丁目	町田第三中学校・山崎中学校
			本町田	
	㉖	忠生中学校	山崎町	町田第三中学校・山崎中学校

(2) 新たな学校づくり候補地の選定について

①小学校区

ア 町田第三小学校・本町田東小学校・本町田小学校

あ 新たな学校づくり候補地…「本町田東小学校」

い 候補地選定結果及び評価内容

学校名（候補地名）		①	町田第三小学校	本町田東小学校	本町田小学校
学校候補地		②		○	
統合後学級数	2020年度	③	28学級		
	2030年度	④	23学級		
	2040年度	⑤	18学級		
	統合可能年度	⑥	2028年度		
	⑥の児童数・学級数	⑦	743人（24学級）		
評価項目 児童・生徒の通学のしやすさ	優先順位		⑧	1位	2位 3位
	候補地から直線距離で2km（徒歩で約30分）超の場所に居住する児童	⑨	0.0%	0.0%	0.0%
		⑩	0人	0人	0人
		⑪	該当なし	該当なし	該当なし
	候補地から直線距離で1km（徒歩で約15分）以内の場所に居住する児童	⑫	76.4%	58.6%	56.0%
		⑬	756人	580人	554人
		⑭	配慮可能	配慮可能	配慮可能
評価項目 ゆとりある学校施設環境の整備	優先順位		⑮	3位	1位 2位
	面積	面積（㎡）	⑯	13,109	13,464 13,238
	建築制限	主たる用途地域	⑰	第一種低層住居	第一種中高層住居 第一種中高層住居
		容積率	⑱	80%	100% 100%
	施設配置の工夫のしやすさ	土地の形状	⑲	不整形	整形 整形
		土地の高低差	⑳	有	無 無
		日影の影響	㉑	大	中 中
		都市計画道路	㉒	該当なし	該当なし 該当なし
	評価項目 老朽化の状況	2000年度以降建築	㉓	該当なし	該当なし 該当なし

う 審議会における審議内容

評価項目「児童・生徒の通学のしやすさ」では、直線距離で2kmを超える場所に居住する児童がいないこと、直線距離で1kmから2kmの間に居住する児童においてもおおむね30分程度で通学可能であること、直線距離で1km以内に居住する児童の割合が76.4%と1であったことから、町田第三小学校を1位と評価しました。

評価項目「ゆとりある学校施設環境の整備」では、面積の広さと施設配置の工夫のしやすさを評価して、本町田東小学校を1位と評価しました。

評価項目「学校施設の老朽化の状況」では、いずれの学校も2000年以降に建築された学校ではありませんでした。

このことから、評価項目「ゆとりある学校施設環境の整備」において1位、評価項目「児童・生徒の通学のしやすさ」において2位と評価した本町田東小学校を新たな学校づくり候補地として選定するものとなりました。

イ 町田第六小学校・南大谷小学校・高ヶ坂小学校区

あ 新たな学校づくり候補地…「町田第六小学校」

い 候補地選定結果及び評価内容

学校名（候補地名）		①	町田第六小学校	高ヶ坂小学校	南大谷小学校	
学校候補地		②	○			
統合後学級数	2020年度	③	19学級		15学級	
	2030年度	④	18学級		14学級	
	2040年度	⑤	24学級			
	統合可能年度	⑥	2020年度		2038年度	
	⑥の児童数・学級数	⑦	646人（19学級）		828人（24学級）	
評価項目 児童・生徒の通学のしやすさ	優先順位		⑧	1位	2位	-
	候補地から直線距離で2km（徒歩で約30分）超の場所に居住する児童	⑨	0.0%	0.3%	-	
		⑩	0人	4人	-	
		⑪	該当なし	配慮可能	-	
	候補地から直線距離で1km（徒歩で約15分）以内の場所に居住する児童	⑫	84.8%	45.5%	-	
		⑬	1071人	575人	-	
		⑭	配慮可能	配慮可能	-	
評価項目 ゆとりある学校施設環境の整備	優先順位		⑮	1位	1位	-
	面積	面積（㎡）	⑯	15,702	16,312	-
		建築制限	主たる用途地域	⑰	第一種中高層住居	第一種中高層住居
	施設配置の工夫のしやすさ	容積率	⑱	100%	100%	-
		土地の形状	⑲	整形	不整形	-
		土地の高低差	⑳	無	無	-
		日影の影響	㉑	大	大	-
		都市計画道路	㉒	該当なし	該当なし	計画有
評価項目 老朽化の状況	2000年度以降建築	㉓	該当なし	該当なし	-	

う 審議会における審議内容

南大谷小学校用地には都市計画道路の整備計画があり、都市計画道路が整備された場合に、学校として使用することができなくなるため、候補地評価を行いませんでした。

評価項目「児童・生徒の通学のしやすさ」では、直線距離で2kmを超える場所に居住する児童がいないこと、直線距離で1kmから2kmの間に居住する児童のおいてもおおむね30分程度で通学可能であること、直線距離で1km以内に居住する児童が約84.8%であることから、町田第六小学校が1位と評価しました。

評価項目「ゆとりある学校施設環境の整備」では、高ヶ坂小学校の面積が広いものの、施設配置の工夫のしやすさでは町田第六小学校の評価が高いことから、いずれも1位と評価しました。

評価項目「学校施設の老朽化の状況」では、いずれの学校も2000年度以降に建築された学校ではありませんでした。

このことから、評価項目「児童・生徒の通学のしやすさ」「ゆとりある学校施設環境の整備」いずれも1位であった町田第六小学校を新たな学校づくり候補地として選定するものとなりました。

②中学校

ア 町田第三中学校・山崎中学校区

あ 新たな学校づくり候補地…「木曽山崎公園」

次点の学校候補地 …「山崎中学校」

い 候補地選定結果及び評価内容

学校名（候補地名）		①	町田第三中学校	山崎中学校	木曽山崎公園
学校候補地		②		(○)	○
統合後学級数	2020年度	③	24学級		
	2030年度	④	18学級		
	2040年度	⑤	13学級		
	統合可能年度	⑥	2030年度		
	⑥の生徒数・学級数	⑦	616人（18学級）		
優先順位		⑧	3位	2位	1位
評価項目 児童・生徒の通学のしやすさ	候補地から直線距離で2km（徒歩で約30分）超の場所に居住する生徒	⑨	18.4%	25.2%	2.3%
		⑩	169人	232人	21人
	2kmを超える生徒への配慮	⑪	配慮可能	配慮可能	配慮可能
	候補地から直線距離で1km（徒歩で約15分）以内の場所に居住する生徒	⑫	23.2%	47.2%	41.1%
		⑬	213人	434人	378人
	1km～2kmの生徒への配慮	⑭	配慮可能	配慮可能	配慮可能
優先順位		⑮	3位	1位	1位
評価項目 ゆとりある学校施設環境の整備	面積	⑯	14,196	22,042	20,391
	建築制限	⑰	第一種低層住居	第一種中高層住居	第一種中高層住居
		⑱	80%	100%	100%
	施設配置の工夫のしやすさ	⑲	整形	整形	整形
		⑳	有	無	無
		㉑	大	中	小
		㉒	該当なし	該当なし	該当なし
評価項目 老朽化の状況	2000年度以降建築	㉓	該当なし	該当なし	該当なし

う 審議会における審議内容

評価項目「児童・生徒の通学のしやすさ」では、山崎中学校が1km以内に居住する生徒の割合が47.2%で1位となっている一方で、木曽山崎公園が1km以内に居住する生徒の割合が41.1%で2位、直線距離で2kmを超える場所に居住する生徒が2.3%で1位であり、いずれの生徒もおおむね30分程度で通学が可能であることから、木曽山崎公園を1位と評価しました。

評価項目「ゆとりある学校施設環境の整備」では、山崎中学校が面積では1位であるものの、施設配置の工夫のしやすさでは、建物が建設されていないことを含めて木曽山崎公園の評価が高いことからいずれも1位、町田第三中学校が3位と評価しました。

評価項目「学校施設の老朽化の状況」では、学校が建設されている候補地について、いずれの学校も2000年度以降に建築された学校ではありませんでした。

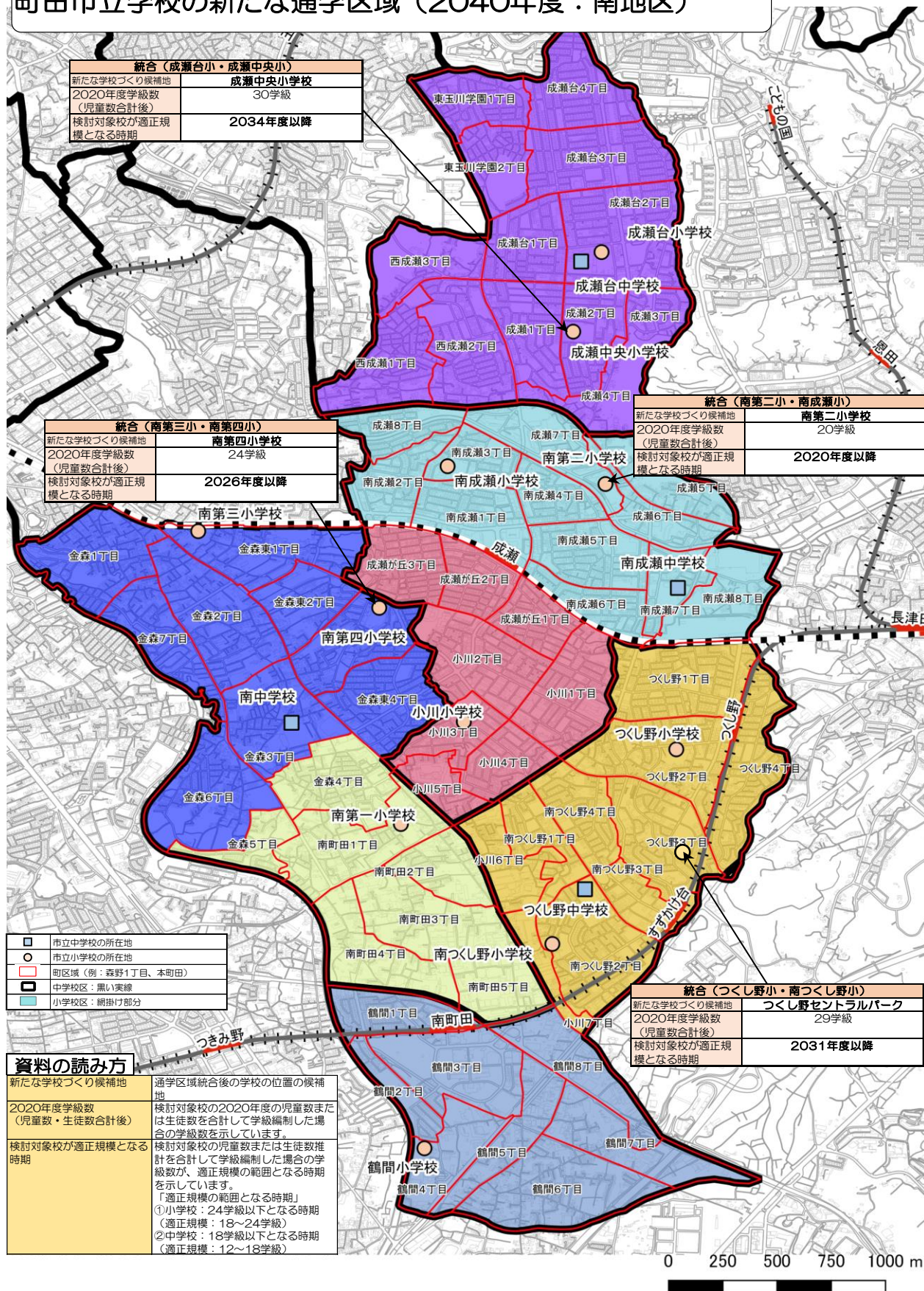
このことから、「児童・生徒の通学のしやすさ」「ゆとりある学校施設環境の整備」において1位であった木曽山崎公園を新たな学校づくり候補地として選定するものとししました。

また、木曽山崎公園は評価時点において学校が設置されていない学校候補地（学校用地を除く）であることから、新たな学校づくり候補地評価の考え方に基づき、山崎中学校を次点の候補地として選定するものとなりました。

8 町田市立学校の新たな通学区について（南地区）

（1）町田市立学校の新たな通学区（2040年度：南地区）

町田市立学校の新たな通学区（2040年度：南地区）



■新たな通学区域における通学区域の変更内容一覧表（学校別一覧表）

ア 小学校

区分	No.	通学区域変更の検討対象となる町区域（学校別）		通学区域変更後の通学区域（小学校区）
		小学校名	町区域	
地区内での変更	①	南第一小学校	金森3・6丁目	南第三小学校・南第四小学校
	②	南第四小学校	小川2丁目 成瀬が丘2・3丁目	小川小学校
	③	つくし野小学校	南成瀬8丁目	南第二小学校・南成瀬小学校
	④	小川小学校	金森東4丁目	南第三小学校・南第四小学校
	⑤	鶴間小学校	南町田3～5丁目	南第一小学校
	⑥	成瀬中央小学校	成瀬7丁目	南第二小学校・南成瀬小学校
	⑦	南つくし野小学校	南町田5丁目	南第一小学校
他地区への 変更	⑧	南第三小学校	高ヶ坂7丁目	町田第六小学校・南大谷小学校・高ヶ坂小学校
			原町田1～2丁目	町田第二小学校
他地区からの 変更	⑨	高ヶ坂小学校	成瀬8丁目	南第二小学校・南成瀬小学校
			西成瀬1丁目	成瀬台小学校・成瀬中央小学校
	⑩	南大谷小学校	西成瀬1～2丁目	成瀬台小学校・成瀬中央小学校
			西成瀬3丁目 東玉川学園1丁目	

イ 中学校

区分	No.	通学区域変更の検討対象となる町区域（学校別）		通学区域変更後の通学区域（中学校区）
		中学校名	町区域	
地区内での 変更	⑪	南中学校	小川2丁目	南成瀬中学校
			成瀬が丘3丁目	
	⑫	つくし野中学校	小川1～5丁目	南成瀬中学校
			金森東4丁目	南中学校
			南町田3～5丁目	
	⑬	成瀬台中学校	成瀬5～7丁目	南成瀬中学校
	⑭	南成瀬中学校	つくし野1～2丁目	つくし野中学校
他地区への 変更	⑮	南中学校	高ヶ坂7丁目	町田第二中学校
			原町田1～2丁目	
他地区からの 変更	⑯	町田第二中学校	成瀬8丁目	南成瀬中学校
			西成瀬1丁目	成瀬台中学校
	⑰	南大谷中学校	西成瀬1～3丁目	成瀬台中学校
			東玉川学園1丁目	

(2) 新たな学校づくり候補地の選定について

①小学校区

ア 南第二小学校・南成瀬小学校区

あ 新たな学校づくり候補地…「南第二小学校」

い 候補地選定結果及び評価内容

学校名（候補地名）		①	南第二小学校	南成瀬小学校
学校候補地		②	○	
統合後学級数	2020年度	③	20学級	
	2030年度	④	18学級	
	2040年度	⑤	18学級	
	統合可能年度	⑥	2020年度	
	⑥の児童数・学級数	⑦	684人（20学級）	
評価項目 児童・生徒の通学のしやすさ	優先順位		⑧ 1位	2位
	候補地から直線距離で2km（徒歩で約30分）超の場所に居住する児童	⑨	0.0%	0.0%
		⑩	0人	0人
	2kmを超える児童への配慮	⑪	該当なし	該当なし
	候補地から直線距離で1km（徒歩で約15分）以内の場所に居住する児童	⑫	86.3%	75.2%
		⑬	542人	472人
	1km～2kmの児童への配慮	⑭	配慮可能	配慮可能
評価項目 ゆとりある学校施設環境の整備	優先順位		⑮ 1位	2位
	面積	面積（㎡）	⑯ 16,500	16,228
	建築制限	主たる用途地域	⑰ 第一種中高層住居	第一種低層住居
		容積率	⑱ 150%	100%
	施設配置の工夫のしやすさ	土地の形状	⑲ 不整形	整形
		土地の高低差	⑳ 無	無
		日影の影響	㉑ 中	大
		都市計画道路	㉒ 該当なし	該当なし
評価項目 老朽化の状況	2000年度以降建築	㉓	該当なし	該当なし

う 審議会における審議内容

評価項目「児童・生徒の通学のしやすさ」では、直線距離で2kmを超える場所に居住する児童がいないこと、直線距離で1kmから2kmの間に居住する児童においておおむね30分程度で通学可能であること、直線距離で1km以内に居住する児童が約86.3%であることから、南第二小学校を1位と評価しました。

評価項目「ゆとりある学校施設環境の整備」においても、南第二小学校の面積が広いことや、容積率も高く周囲への日影の影響も小さいことから、1位と評価しました。

評価項目「学校施設の老朽化の状況」では、いずれの学校も2000年度以降に建築された学校ではありませんでした。

このことから、評価項目「児童・生徒の通学のしやすさ」「ゆとりある学校施設環境の整備」いずれも1位であった、南第二小学校を新たな学校づくり候補地として選定するものとなりました。

イ 南第三小学校・南第四小学校区

あ 新たな学校づくり候補地…「南第四小学校」

い 候補地選定結果及び評価内容

学校名（候補地名）		①	南第三小学校	南第四小学校
学校候補地		②		○
統合後学級数	2020年度	③	24学級	
	2030年度	④	21学級	
	2040年度	⑤	18学級	
	統合可能年度	⑥	2026年度	
	⑥の児童数・学級数	⑦	740人（24学級）	
評価項目 児童・生徒の通学のしやすさ	優先順位		⑧ 2位	1位
	候補地から直線距離で2km（徒歩で約30分）超の場所に居住する児童	⑨	0.0%	0.0%
		⑩	0人	0人
		⑪	該当なし	該当なし
		⑫	61.9%	67.1%
		⑬	592人	642人
	1km～2kmの児童への配慮		⑭ 配慮可能	配慮可能
評価項目 ゆとりある学校施設環境の整備	優先順位		⑮ 2位	1位
	面積	⑯ 面積（㎡）	11,531	15,825
	建築制限	主たる用途地域	⑰ 第二種中高層住居	第一種中高層住居
		容積率	⑱ 150%	100%
	施設配置の工夫のしやすさ	⑲ 土地の形状	不整形	整形
		⑳ 土地の高低差	無	無
		㉑ 日影の影響	大	大
		㉒ 都市計画道路	該当なし	該当なし
評価項目 老朽化の状況	2000年度以降建築		㉓ 該当なし	該当なし

う 審議会における審議内容

評価項目「児童・生徒の通学のしやすさ」では、直線距離で2kmを超える場所に居住する児童がいないこと、直線距離で1kmから2kmの間に居住する児童においておおむね30分程度で通学可能であること、直線距離で1km以内に居住する児童が約67.1%であることから、南第四小学校を1位と評価しました。

評価項目「ゆとりある学校施設環境の整備」においても、南第四小学校の面積が広いことや施設の配置の工夫のしやすさを評価して、南第四小学校を1位と評価しました。

評価項目「学校施設の老朽化の状況」では、いずれの学校も2000年度以降に建築された学校ではありませんでした。

このことから、評価項目「児童・生徒の通学のしやすさ」「ゆとりある学校施設環境の整備」いずれも1位であった南第四小学校を新たな学校づくり候補地として選定するものとなりました。

ウ つくし野小学校・南つくし野小学校区

あ 新たな学校づくり候補地…「つくし野セントラルパーク」

次点の学校候補地…「つくし野小学校」

い 候補地選定結果及び評価内容

学校名（候補地名）		①	つくし野小学校	南つくし野小学校	つくし野セントラルパーク	
学校候補地		②	（〇）		〇	
統合後学級数	2020年度	③	29学級			
	2030年度	④	26学級			
	2040年度	⑤	24学級			
	統合可能年度	⑥	2031年度			
	⑥の児童数・学級数	⑦	763人人（24学級）			
評価項目 児童・生徒の通学のしやすさ	優先順位		⑧	3位	2位	1位
	候補地から直線距離で2km（徒歩で約30分）超の場所に居住する児童		⑨	0.0%	0.0%	0.0%
			⑩	0人	0人	0人
		2kmを超える児童への配慮	⑪	該当なし	該当なし	該当なし
		候補地から直線距離で1km（徒歩で約15分）以内の場所に居住する児童	⑫	55.0%	76.7%	98.9%
			⑬	504人	703人	906人
		1km～2kmの児童への配慮	⑭	配慮可能	配慮可能	配慮可能
評価項目 ゆとりある学校施設環境の整備	優先順位		⑮	1位	3位	2位
	面積	面積（㎡）	⑯	13,564	11,861	17,226
	建築制限	主たる用途地域	⑰	第二種中高層住居	第一種低層住居	第一種低層住居
		容積率	⑱	150%	100%	80%
	施設配置の工夫のしやすさ	土地の形状	⑲	整形	不整形	整形
		土地の高低差	⑳	無	有	無
		日影の影響	㉑	中	中	大
		都市計画道路	㉒	該当なし	該当なし	該当なし
評価項目 老朽化の状況	2000年度以降建築	㉓	該当なし	該当なし	該当なし	

う 審議会における審議内容

評価項目「児童・生徒の通学のしやすさ」では、直線距離で2kmを超える場所に居住する児童がいないこと、直線距離で1kmから2kmの間に居住する児童においておおむね30分程度で通学可能であり、直線距離で1km以内に居住する児童が約98.9%であることから、つくし野セントラルパークを1位と評価しました。

評価項目「ゆとりある学校施設環境の整備」においては、つくし野セントラルパークが面積では1位で、建物が建設されていない候補地ではあるものの、容積率、土地の形状及び日影の影響を踏まえて、つくし野小学校を1位と評価しました。

評価項目「学校施設の老朽化の状況」ではいずれの学校も2000年以降に建築された学校ではありませんでした。

審議会では、調査審議の結果、面積が最も広く建物が建設されていない候補地であることや、1km以内に居住する児童の割合が98.9%と100%に近いものであることから、つくし野セントラルパークを新たな学校づくり候補地として選定するものとなりました。

また、つくし野セントラルパークは評価時点において学校が設置されていない学校候補地（学校用地を除く）であることから、新たな学校づくり候補地評価の考え方に基づき、つくし野小学校を次点の候補地として選定するものとなりました。

工 成瀬台小学校・成瀬中央小学校区

あ 新たな学校づくり候補地…「成瀬中央小学校」

い 候補地選定結果及び評価内容

学校名（候補地名）		①	成瀬台小学校	成瀬中央小学校	
学校候補地		②		○	
統合後学級数	2020年度	③	30学級		
	2030年度	④	28学級		
	2040年度	⑤	24学級		
	統合可能年度	⑥	2034年度		
	⑥の児童数・学級数	⑦	762人（24学級）		
評価項目 児童・生徒の通学のしやすさ	優先順位		⑧	1位	2位
	候補地から直線距離で2km（徒歩で約30分）超の場所に居住する児童	⑨	0.0%	0.0%	
		⑩	0人	0人	
	2kmを超える児童への配慮		⑪	該当なし	該当なし
	候補地から直線距離で1km（徒歩で約15分）以内の場所に居住する児童	⑫	82.2%	75.0%	
		⑬	967人	882人	
	1km～2kmの児童への配慮		⑭	配慮可能	配慮可能
評価項目 ゆとりある学校施設環境の整備	優先順位		⑮	1位	2位
	面積	面積（㎡）	⑯	16,513	16,509
	建築制限	主たる用途地域	⑰	第一種中高層住居	第一種中高層住居
		容積率	⑱	100%	100%
	施設配置の工夫のしやすさ	土地の形状	⑲	整形	整形
		土地の高低差	⑳	無	無
		日影の影響	㉑	中	大
		都市計画道路	㉒	該当なし	該当なし
評価項目 老朽化の状況	2000年度以降建築	㉓	該当なし	該当なし	

う 審議会における審議内容

評価項目「児童・生徒の通学のしやすさ」「ゆとりある学校施設環境の整備」のいずれにおいても、上記のとおり優先順位は成瀬台小学校が1位と評価しました。

しかし、審議会において審議した結果、52ページに掲載している鶴川地区の町内会・自治会からの提案を踏まえて、鶴川地区の調査審議において鶴川第三小学校の敷地を鶴川第二中学校用地として活用することにより、中学校のより広い用地を確保することにしたこと（55ページ参照）を踏まえて、成瀬台中学校に隣接する成瀬台小学校についても同様の調査審議を行いました。

成瀬台小学校と成瀬中央小学校は直線距離で1km以内に居住する児童の割合がいずれも70%を超えており、1kmから2kmの範囲に居住する児童への配慮が可能なこと、面積についても4㎡しか差がないことから、鶴川地区と同様に成瀬台小学校を成瀬台中学校の用地とし、成瀬中央小学校を新たな学校づくり候補地として選定するものとなりました。

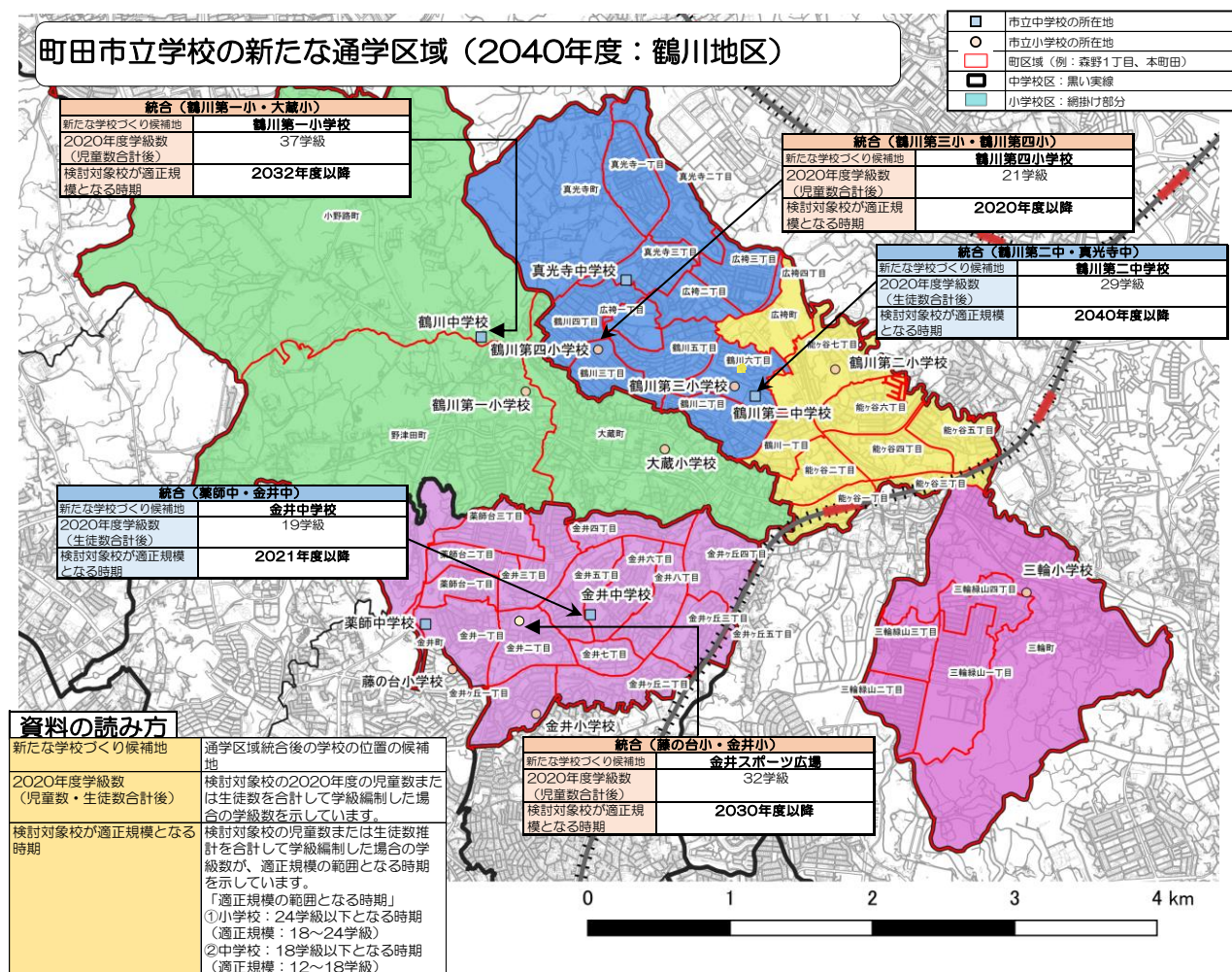
9 町田市立学校の新たな通学区域について（鶴川地区）

（1）町内会・自治会からの提案を踏まえた調査審議

鶴川地区の町内会・自治会から、鶴川地区における町田市立学校の新たな通学区域について提案があり、審議会においては第4章に記載している「基本的な考え方」に基づいて以下の①②について調査審議をする必要があるものとし、提案を踏まえて新たな通学区域を変更しました。

- ① 真光寺中学校の小規模校化解消（鶴川第三小学校用地を鶴川第二中学校用地として一体的に活用）
- ② 地域コミュニティへの配慮として、鶴川団地を同じ学区とすること

（2）町田市立学校の新たな通学区域図（2040年度：鶴川地区）



■新たな通学区域における通学区域の変更内容一覧表（学校別一覧表）

ア 小学校

区分	No.	通学区域変更の検討対象となる町区域（学校別）		通学区域変更後の通学区域（小学校区）
		小学校名	町区域	
地区内での変更	①	鶴川第三小学校	鶴川1丁目 広袴町 能ヶ谷1～2・7丁目	鶴川第二小学校
	②	鶴川第四小学校	大蔵町 小野路町	鶴川第一小学校・大蔵小学校
	③	大蔵小学校	金井ヶ丘4丁目 金井4・6丁目 能ヶ谷1丁目	金井小学校・藤の台小学校
	④	三輪小学校	能ヶ谷3丁目	鶴川第二小学校
	⑤	藤の台小学校	藤の台2～3丁目	町田第三小学校・本町田東小学校・本町田小学校
他地区への変更	⑥	金井小学校	玉川学園4～5丁目 藤の台2丁目 本町田	町田第五小学校 町田第三小学校・本町田東小学校・本町田小学校
他地区からの変更		該当箇所なし		

イ 中学校

区分	No.	通学区域変更の検討対象となる町区域（学校別）		通学区域変更後の通学区域（中学校区）
		中学校名	町区域	
地区内での変更	⑦	鶴川中学校	能ヶ谷1丁目	鶴川第二中学校・真光寺中学校
	⑧	真光寺中学校	大蔵町 小野路町	鶴川中学校
	⑨	薬師中学校	藤の台1～3丁目 本町田 山崎町	町田第三中学校・山崎中学校
他地区への変更	⑩	金井中学校	玉川学園4～5丁目 藤の台2丁目 本町田	南大谷中学校 町田第三中学校・山崎中学校
他地区からの変更		該当箇所なし		

(2) 新たな学校づくり候補地の選定について

①小学校区

ア 鶴川第一小学校・大蔵小学校

あ 新たな学校づくり候補地…「鶴川第一小学校」

い 候補地選定結果及び評価内容

学校名（候補地名）		①	鶴川第一小学校	大蔵小学校	
学校候補地		②	○		
統合後学級数	2020年度	③	37学級		
	2030年度	④	26学級		
	2040年度	⑤	24学級		
	統合可能年度	⑥	2032年度		
	⑥の児童数・学級数	⑦	726人（24学級）		
評価項目 児童・生徒の通学のしやすさ	優先順位		⑧	1位	2位
	候補地から直線距離で2km（徒歩で約30分）超の場所に居住する児童		⑨	6.4%	23.0%
			⑩	88人	318人
		2kmを超える児童への配慮	⑪	配慮可能	配慮可能
	候補地から直線距離で1km（徒歩で約15分）以内の場所に居住する児童		⑫	60.9%	41.1%
			⑬	840人	567人
		1km～2kmの児童への配慮	⑭	配慮可能	配慮可能
評価項目 ゆとりある学校施設環境の整備	優先順位		⑮	2位	1位
	面積	面積（㎡）	⑯	18,993	19,223
	建築制限	主たる用途地域	⑰	第一種低層住居	第二種中高層住居
		容積率	⑱	80%	100%
	施設配置の工夫のしやすさ	土地の形状	⑲	不整形	整形
		土地の高低差	⑳	有	無
		日影の影響	㉑	中	大
		都市計画道路	㉒	該当なし	該当なし
	評価項目 老朽化の状況	2000年度以降建築	㉓	2015年度	該当なし

う 審議会における審議内容

評価項目「児童・生徒の通学のしやすさ」では、直線距離で2kmを超える場所に居住する児童が88人いるものの通学の配慮が可能であり、直線距離で1kmから2kmの間に居住する児童においてもおおむね30分程度で通学可能であること、直線距離で1km以内の居住する児童の割合が60.9%と1位であったことから鶴川第一小学校を1位と評価しました。

評価項目「ゆとりある学校施設環境の整備」では、面積が広いことや、容積率が高いこと、施設の配置の工夫のしやすさを評価して、大蔵小学校を1位としました。

評価項目「学校施設の老朽化の状況」では、鶴川第一小学校が2015年度に供用を開始した学校でした。

このことから、2000年4月2日以降に供用を開始しており、評価項目「児童・生徒の通学のしやすさ」においても通学における児童への配慮が可能である鶴川第一小学校を新たな学校づくり候補地として選定するものとなりました。

イ 鶴川第三小学校・鶴川第四小学校区

あ 新たな学校づくり候補地…「鶴川第四小学校」

い 候補地選定結果及び評価内容

学校名（候補地名）			①	鶴川第三小学校	鶴川第四小学校
学校候補地			②		○
統合後学級数	2020年度		③	21学級	
	2030年度		④	18学級	
	2040年度		⑤	18学級	
	統合可能年度		⑥	2020年度	
	⑥の児童数・学級数		⑦	727人（21学級）	
評価項目 児童・生徒の通学のしやすさ	優先順位		⑧	2位	1位
	候補地から直線距離で2km（徒歩で約30分）超の場所に居住する児童		⑨	0.5%	0.0%
			⑩	4人	0人
		2kmを超える児童への配慮	⑪	配慮可能	該当なし
		候補地から直線距離で1km（徒歩で約15分）以内の場所に居住する児童	⑫	54.0%	64.0%
			⑬	459人	544人
		1km～2kmの児童への配慮	⑭	配慮可能	配慮可能
評価項目 ゆとりある学校施設環境の整備	優先順位		⑮	1位	2位
	面積	面積（㎡）	⑯	17,394	16,853
	建築制限	主たる用途地域	⑰	第一種中高層住居	第一種中高層住居
		容積率	⑱	100%	100%
	施設配置の工夫のしやすさ	土地の形状	⑲	整形	不整形
		土地の高低差	⑳	無	無
		日影の影響	㉑	小	小
		都市計画道路	㉒	該当なし	該当なし
評価項目 老朽化の状況	2000年度以降建築	㉓	該当なし	該当なし	

う 審議会における審議内容

鶴川地区の町内会・自治会からの提案を踏まえて、鶴川第二中学校の用地を拡大するために鶴川第三小学校を隣接する鶴川第二中学校の用地とするものとしたことから、鶴川第四小学校の評価項目「児童・生徒の通学のしやすさ」について、審議会で確認しました。

鶴川第四小学校は、直線距離で2kmを超える場所に居住する児童がいないこと、1～2kmの範囲に居住する児童においても通学の配慮は可能であることから、鶴川第四小学校を新たな学校づくり候補地として選定するものとししました。

ウ 藤の台小学校・金井小学校区

あ 新たな学校づくり候補地…「金井スポーツ広場」

い 候補地選定結果及び評価内容

学校名（候補地名）		①	金井小学校	藤の台小学校	金井スポーツ広場	
学校候補地		②			○	
統合後学級数	2020年度	③	32学級			
	2030年度	④	24学級			
	2040年度	⑤	24学級			
	統合可能年度	⑥	2030年度			
	⑥の児童数・学級数	⑦	783人（24学級）			
評価項目 児童・生徒の通学のしやすさ	優先順位		⑧	2位	3位	1位
	候補地から直線距離で2km（徒歩で約30分）超の場所に居住する児童		⑨	0.0%	6.9%	0.0%
			⑩	0人	81人	0人
		2kmを超える児童への配慮	⑪	該当なし	配慮可能	該当なし
	候補地から直線距離で1km（徒歩で約15分）以内の場所に居住する児童		⑫	41.4%	44.1%	67.8%
			⑬	487人	518人	797人
	1km～2kmの児童への配慮	⑭	配慮可能	配慮可能	配慮可能	
評価項目 ゆとりある学校施設環境の整備	優先順位		⑮	3位	2位	1位
	面積	面積（㎡）	⑯	13,331	13,322	17,499
	建築制限	主たる用途地域	⑰	第一種低層住居	第一種中高層住居	第二種中高層住居
		容積率	⑱	80%	100%	100%
	施設配置の工夫のしやすさ	土地の形状	⑲	不整形	不整形	整形
		土地の高低差	⑳	無	無	無
		日影の影響	㉑	大	大	大
		都市計画道路	㉒	該当なし	該当なし	該当なし
評価項目 老朽化の状況	2000年度以降建築	㉓	該当なし	該当なし	該当なし	

う 審議会における審議内容

評価項目「児童・生徒の通学のしやすさ」では、直線距離で2kmを超える場所に居住している児童がいないこと、直線距離で1kmから2kmの間に居住する児童においてもおおむね30分程度で通学可能であること、直線距離で1km以内に居住している児童の割合が67.8%と1位であったことから、金井スポーツ広場を1位としました。

評価項目「ゆとりある学校施設環境の整備」においても、金井スポーツ広場の面積が広いことや、容積率が高いこと、土地の形状においても整形であることなどから1位と評価しました。

評価項目「学校施設の老朽化の状況」ではいずれの学校も2000年度以降に建築された学校ではありません。

このことから、評価項目「児童・生徒の通学のしやすさ」「ゆとりある学校施設環境の整備」いずれも1位の学校用地でもある金井スポーツ広場を新たな学校づくり学校候補地として選定するものとなりました。

②中学校

ア 鶴川第二中学校・真光寺中学校区

あ 新たな学校づくり候補地…「鶴川第二中学校」

い 候補地選定結果及び評価内容

学校名（候補地名）		①	鶴川第二中学校	真光寺中学校	
学校候補地		②	○		
統合後学級数	2020年度	③	29学級		
	2030年度	④	22学級		
	2040年度	⑤	21学級		
	統合可能年度	⑥	-		
	⑥の生徒数・学級数	⑦	-		
優先順位		⑧	1位	2位	
評価項目 児童・生徒の通学のしやすさ	候補地から直線距離で2km（徒歩で約30分）超の場所に居住する生徒	⑨	21.0%	37.5%	
		⑩	216人	386人	
	2kmを超える生徒への配慮		⑪	配慮可能	配慮困難
	候補地から直線距離で1km（徒歩で約15分）以内の場所に居住する生徒	⑫	37.1%	41.5%	
		⑬	382人	428人	
	1km～2kmの生徒への配慮		⑭	配慮可能	該当なし
優先順位		⑮	1位	2位	
評価項目 ゆとりある学校施設環境の整備	面積	面積（㎡）	⑯	32,352	13,535
	建築制限	主たる用途地域	⑰	第一種中高層住居	第一種低層住居
		容積率	⑱	100%	80%
	施設配置の工夫のしやすさ	土地の形状	⑲	整形	不整形
		土地の高低差	⑳	無	無
		日影の影響	㉑	中	中
		都市計画道路	㉒	該当なし	該当なし
評価項目 老朽化の状況	2000年度以降建築	㉓	該当なし	該当なし	

※鶴川第二中学校の面積は、鶴川第二中学校と鶴川第三小学校の面積の合計

う 審議会における審議内容

鶴川地区の町内会・自治会からの提案をもとに、鶴川第二中学校を新たな学校づくりの候補地とするものとしましたが、新たな学校づくり候補地評価の考え方をもとに、児童・生徒の通学のしやすさについて確認をしました。

評価項目「児童・生徒の通学のしやすさ」では、鶴川第二中学校は、直線距離で2kmを超える場所に居住している生徒、及び1.5kmから2kmの間に居住する生徒においてもおおむね30分程度で通学可能であった一方、真光寺中学校は、直線距離で2kmを超える場所に居住している生徒への通学の配慮が困難でした。

新たな学校づくり候補地評価の考え方では、おおむね30分程度で通学する配慮が困難な場合は学校候補地としない、としておりますので、新たな学校づくり候補地として鶴川第二中学校を選定することを確認しました。

イ 薬師中学校・金井中学校区

あ 新たな学校づくり候補地…「金井中学校」

い 候補地選定結果及び評価内容

学校名（候補地名）		①	薬師中学校	金井中学校	
学校候補地		②		○	
統合後学級数	2020年度	③	19学級		
	2030年度	④	13学級		
	2040年度	⑤	12学級		
	統合可能年度	⑥	2021年度		
	⑥の生徒数・学級数	⑦	615人（18学級）		
評価項目 児童・生徒の通学のしやすさ	優先順位		⑧	2位	1位
	候補地から直線距離で2km（徒歩で約30分）超の場所に居住する生徒		⑨	12.1%	0.0%
			⑩	74人	0人
		2kmを超える生徒への配慮	⑪	配慮可能	該当なし
		候補地から直線距離で1km（徒歩で約15分）以内の場所に居住する生徒	⑫	39.6%	82.1%
			⑬	243人	503人
		1km～2kmの生徒への配慮	⑭	配慮可能	配慮可能
評価項目 ゆとりある学校施設環境の整備	優先順位		⑮	1位	1位
	面積	面積（㎡）	⑯	15,533	19,943
	建築制限	主たる用途地域	⑰	第一種中高層住居	第一種低層住居
		容積率	⑱	100%	80%
	施設配置の工夫のしやすさ	土地の形状	⑲	整形	整形
		土地の高低差	⑳	無	無
		日影の影響	㉑	中	中
		都市計画道路	㉒	該当なし	該当なし
評価項目 老朽化の状況	2000年度以降建築	㉓	該当なし	該当なし	

う 審議会における審議内容

評価項目「児童・生徒の通学のしやすさ」では、直線距離で2kmを超える場所に居住している生徒がいないこと、直線距離で1.5kmから2kmの間に居住する生徒においてもおおむね30分程度で通学可能であること、直線距離で1km以内に居住している生徒の割合が82.1%で1位であることから、金井中学校を1位としました。

評価項目「ゆとりある学校施設環境の整備」においては、金井中学校は面積が広いこと、薬師中学校においては容積率が高いことから、どちらの学校も1位としました。

評価項目「学校施設の老朽化の状況」では、いずれの学校も2000年度以降に建築された学校ではありません。

このことから、「児童・生徒の通学のしやすさ」「ゆとりある学校施設環境の整備」のいずれにおいても1位となっている金井中学校を新たな学校づくり候補地として選定するものとなりました。

10 町田市立学校の新たな通学区域について（堺地区）

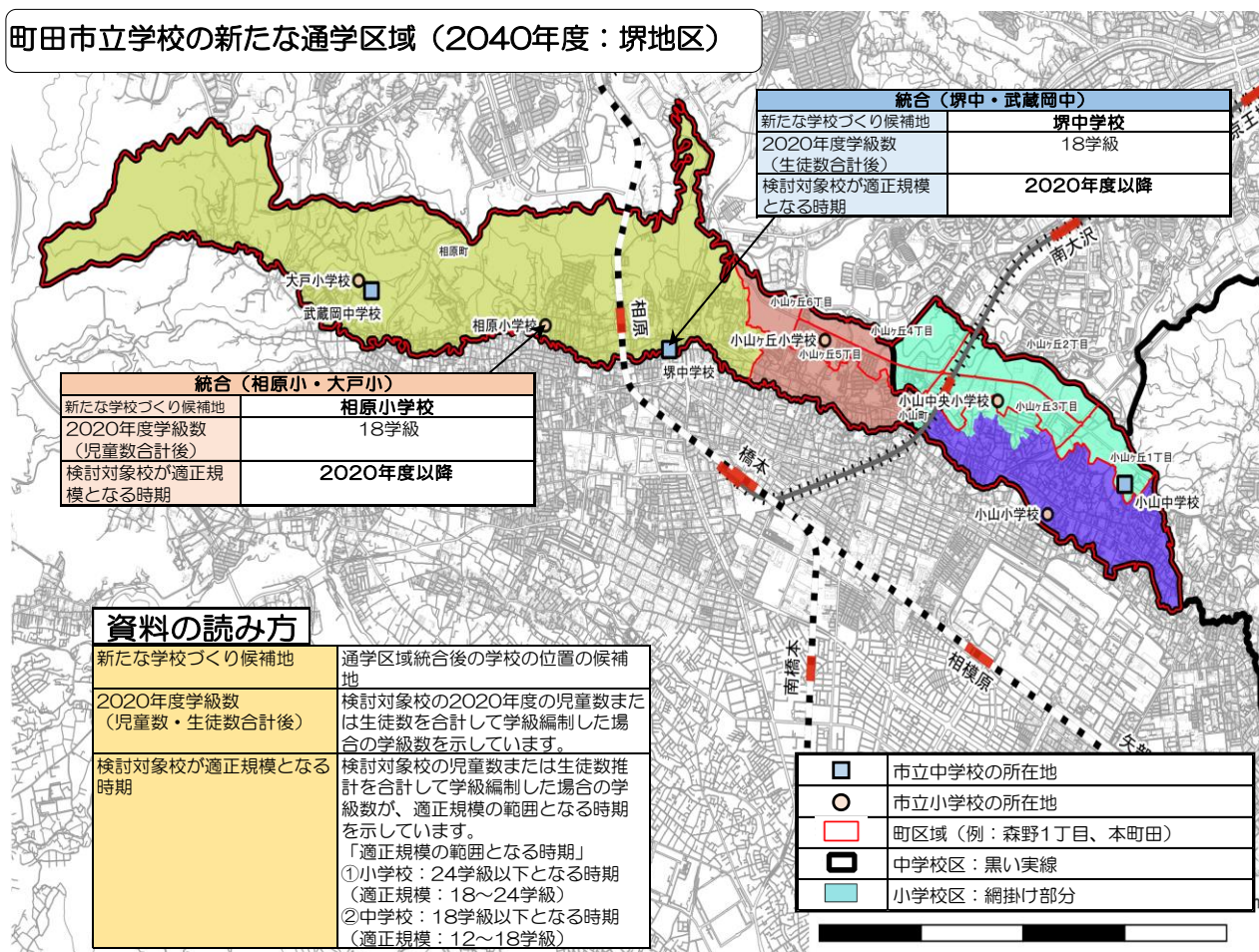
(1) 小中一貫ゆくのき学園の総括について

小中一貫ゆくのき学園は、小・中教員による相互乗り入れ授業による少人数指導や、小学校5年生からの部活動参加、小中合同行事といった小中一貫校の特長を活かした教育活動が評価されています。

しかし、2020年度の就学の状況において、特に武蔵岡中学校区から堺中学校区へ約44%（117人中52人）が指定校変更をしています。そこには、子どもたちの人間関係から見たデメリットや希望する部活動を選ぶことができないといった小規模校のデメリット（課題）が影響を与えており、他の町田市立学校と同様に「町田市立学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方」に基づいて、学校統廃合の議論を進めていく必要があることを確認し、堺地区の新たな通学区域について調査審議しました。

(2) 町田市立学校の新たな通学区域（2040年度：堺地区）

町田市立学校の新たな通学区域（2040年度：堺地区）



■新たな通学区域における通学区域の変更内容一覧表（学校別一覧表）

①小学校

区分	No.	通学区域変更の検討対象となる町区域（学校別）		通学区域変更後の通学区域（小学校区）
		小学校名	町区域	
地区内での変更	通学区域変更の検討対象となる町区域（学校別）の該当箇所なし ※通学区域統合の検討対象となっている学校についてはP31確認			
他地区への変更				
他地区からの変更				

②中学校

区分	No.	通学区域変更の検討対象となる町区域（学校別）		通学区域変更後の通学区域（中学校区）
		中学校名	町区域	
地区内での変更		通学区域変更の検討対象となる町区域（学校別）の該当箇所なし ※通学区域統合の検討対象となっている学校についてはP31確認		
他地区への変更				
他地区からの変更				

(3) 新たな学校づくり候補地の選定について

①小学校区

ア 相原小学校・大戸小学校区

あ 新たな学校づくり候補地…「相原小学校」

い 候補地選定結果及び評価内容

学校名（候補地名）		①	相原小学校	大戸小学校
学校候補地		②	○	
統合後学級数	2020年度	③	18学級	
	2030年度	④	17学級	
	2040年度	⑤	17学級	
	統合可能年度	⑥	2020年度	
	⑥の児童数・学級数	⑦	564人（18学級）	
評価項目 児童・生徒の通学のしやすさ	優先順位		⑧ 1位	2位
	候補地から直線距離で2km（徒歩で約30分）超の場所に居住する児童	⑨	21.4%	61.7%
		⑩	145人	418人
	2kmを超える児童への配慮	⑪	配慮可能	配慮困難
	候補地から直線距離で1km（徒歩で約15分）以内の場所に居住する児童	⑫	39.7%	26.3%
		⑬	269人	178人
	1km～2kmの児童への配慮	⑭	配慮可能	配慮可能
評価項目 ゆとりある学校施設環境の整備	優先順位		⑮ 2位	1位
	面積	面積（㎡）	⑯ 13,246	19,374
	建築制限	主たる用途地域	⑰ 第一種低層住居	市街化調整区域
		容積率	⑱ 80%	80%（告示）
	施設配置の工夫のしやすさ	土地の形状	⑲ 整形	整形
		土地の高低差	⑳ 無	無
		日影の影響	㉑ 大	小
		都市計画道路	㉒ 該当なし	該当なし
	評価項目 老朽化の状況	2000年度以降建築	㉓ 該当なし	該当なし

う 審議経過

評価項目「ゆとりある学校施設環境の整備」では、面積や施設配置の工夫のしやすさなどを理由として、大戸小学校の評価が1位でした。

しかし、評価項目「児童・生徒の通学のしやすさ」では、大戸小学校を学校候補地とした場合には、直線距離で2kmを超える場所に居住している児童が418人（61.7%）と多く、公共交通機関の活用やスクールバス運行といった配慮を行ってもなお概ね30分程度で通学することが困難であることから、通学の配慮が困難であると評価しました。

新たな学校づくり候補地評価の考え方に基づくと、公共交通機関の活用やスクールバス運行といった負担軽減策による配慮を行った場合に、おおむね30分程度（35分以内）で通学することが困難な候補地については、候補地としないものとしています。そのため、新たな学校づくり候補地として相原小学校を選定するものとなりました。

ただし、相原小学校を新たな学校づくり候補地とする場合においても、負担軽減策の実施が必要となることから、安全な通学環境の実現に向けて、バスの運行本数の確保やバスの乗車位置を含めた歩道の整備充実等を強く望むものです。

②中学校区

ア 堺中学校・武蔵岡中学校区

あ 新たな学校づくり学校候補地…「堺中学校」

い 学校候補地選定結果及び評価内容

学校名（候補地名）		①	堺中学校	武蔵岡中学校	
学校候補地		②	○		
統合後学級数	2020年度	③	18学級		
	2030年度	④	16学級		
	2040年度	⑤	12学級		
	統合可能年度	⑥	2020年度		
	⑥の生徒数・学級数	⑦	622人（18学級）		
評価項目 児童・生徒の通学のしやすさ	優先順位		⑧	1位	2位
	候補地から直線距離で2km（徒歩で約30分）超の場所に居住する生徒	⑨	23.5%	77.2%	
		⑩	145人	477人	
	2kmを超える生徒への配慮		⑪	配慮可能	配慮困難
	候補地から直線距離で1km（徒歩で約15分）以内の場所に居住する生徒	⑫	31.4%	16.3%	
		⑬	194人	101人	
	1km～2kmの生徒への配慮		⑭	配慮可能	配慮可能
評価項目 ゆとりある学校施設環境の整備	優先順位		⑮	2位	1位
	面積	面積（㎡）	⑯	14,659	22,333
	建築制限	主たる用途地域	⑰	第二種中高層住居	市街化調整区域
		容積率	⑱	200%	80%（告示）
	施設配置の工夫のしやすさ	土地の形状	⑲	不整形	整形
		土地の高低差	⑳	無	無
		日影の影響	㉑	大	小
		都市計画道路	㉒	該当なし	該当なし
評価項目 老朽化の状況	2000年度以降建築	㉓	該当なし	該当なし	

う 審議経過

評価項目「ゆとりある学校施設環境の整備」では、面積や施設配置の工夫のしやすさなどを理由として、武蔵岡中学校の評価が1位でした。

しかし、評価項目「児童・生徒の通学のしやすさ」では、武蔵岡中学校を学校候補地とした場合には、直線距離で2kmを超える場所に居住している児童が477人（77.2%）と多く、公共交通機関の活用やスクールバス運行といった配慮を行ってもなお概ね30分程度で通学することが困難であることから、通学の配慮が困難であると評価しました。

新たな学校づくり候補地評価の考え方に基づくと、公共交通機関の活用やスクールバス運行といった負担軽減策による配慮を行った場合に、おおむね30分程度（35分以内）で通学することが困難な候補地については、候補地としないものとしています。そのため、新たな学校づくり候補地として堺中学校を選定するものとししました。

ただし、相原小学校と同様に、堺中学校を新たな学校づくりの候補地とする場合においても、負担軽減策の実施が必要となることから、安全な通学環境の実現に向けて、バスの運行本数の確保やバスの乗車位置を含めた歩道の整備充実等を強く望みます。

11 新たな学校づくりの優先順位について

適正規模・適正配置を契機とした新たな学校づくりについては、小規模校が早期に適正規模となることを重視し、優先順位を定めて実現する必要があります。このことから、新たな学校づくりの優先順位について、「町田市立学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方」に基づき、以下のとおり定めるものとした。

優先順位は、原則として統合可能年度の早い通学区域を優先するものとし、統合可能年度が同じ年度の場合には、児童数または生徒数の少ない学校の優先順位を上位としています。

(1) 新たな学校づくり優先順位一覧表（小学校）

優先 順位 ①	学校名 (候補地名) ②	学校 候補地 ③	統合可能年度 ※1		建築情報		
			④	児童数 (学級数) ⑤	建築 年度 ⑥	経過年数 (2020) ⑦	経過年数 (統合可能 年度) ⑧
1位	相原	○	2020	564 (18学級)	1968	52	52
	大戸				1983	37	37
2位	本町田東	○	2020	598 (18学級)	1970	50	50
	本町田				1977	43	43
	町田第三		2028	750(24学級)	1965	55	63
3位	町田第六	○	2020	646 (19学級)	1964	56	56
	高ヶ坂				1978	42	42
	南大谷		2038	828(24学級)	1973	47	65
4位	南第二	○	2020	684 (20学級)	1978	42	42
	南成瀬				1980	40	40
5位	鶴川第三		2020	727 (21学級)	1967	53	53
	鶴川第四	○			1970	50	50
6位	小山田		2025	719 (24学級)	1980	40	45
	小山田南	○			1983	37	42
7位	南第三		2026	740 (24学級)	1970	50	56
	南第四	○			1966	54	60
8位	藤の台		2030	782 (24学級)	1972	48	58
	金井				1977	43	53
	金井スポーツ広場	○			-	-	-
9位	忠生第三	○	2031	681 (24学級)	1974	46	57
	木曽境川				1977	43	54
10位	つくし野	(○)	2031	763 (24学級)	1970	50	61
	南つくし野				1980	40	51
	つくし野セントラルパーク	○			-	-	-
11位	忠生		2031	790 (24学級)	1966	54	65
	山崎				1980	40	51
	函師	○			2008	12	23
12位	鶴川第一	○	2032	726 (24学級)	2015	5	17
	大蔵				1980	40	52
13位	成瀬台		2034	762 (24学級)	1974	46	60
	成瀬中央	○			1979	41	55

※1 統合検討対象校の児童数推計を合計して学級編制した場合の学級数が、「24学級以下」となる年度です。

また、通学区域の統合を段階的に行う可能性がある通学区域は、項目④、⑤について2段階書きで表記しています。

(2) 新たな学校づくり優先順位一覧表（中学校）

統廃合 優先 順位 ①	学校名 (候補地名) ②	学校 候補地 ③	統合可能年度 ※1		建築情報		
			④	生徒数 (学級数) ⑤	建築 年度 ⑥	経過年数 (2020) ⑦	経過年数 (統合可能 年度) ⑧
1位	堺	○	2020	622 (18学級)	1972	48	48
	武蔵岡				1983	37	37
2位	薬師	○	2021	615 (18学級)	1970	50	51
	金井				1984	36	37
3位	町田第三		2030	616 (18学級)	1967	53	63
	山崎	(○)			1979	41	51
	木曽山崎公園	○			-	-	-
4位	忠生	○	2035	653 (18学級)	1973	47	62
	小山田				1983	37	52
5位	鶴川第二	○	2031	756 (21学級)	1972	48	59
	真光寺				1980	40	51

※1 統合検討対象校の児童数推計を合計して学級編制した場合の学級数が、「18学級以下」となる年度です。

第6章 まちだの新たな学校づくりの推進に向けて

まちだの新たな学校づくりの推進に向けて

「町田市新たな学校づくり推進計画」（以下「推進計画」）は、児童・生徒数の減少と学校施設の老朽化が進行する10年後、20年後に町田に生まれ育つ未来の子どもたちに、ソフト・ハードの両面からより良い教育環境をつくるための非常に重要な計画です。

このことから、本審議会からの答申後、教育委員会が推進計画を策定・実行するにあたって期待することについて、以下のとおり述べたいと思います。

1 新たな教育環境・生活環境の実現に向けて

(1) 夢や志をもち、未来を切り拓く資質・能力を育む環境づくり

ICTを活用した教育活動のように、「社会環境の変化に対応して変わるべき学校の役割」があります。AI等を活用して児童・生徒に個別最適化した学習内容を示すソフトウェアが開発されつつあり、知識の習得はICTを活用した教育活動が優位になっていくことが想定されます。

しかし、学校に通学して学ぶ意味を考えた時に、多様な価値観を持つ多くの子どもたちが、学校生活を通じて集団で話し合い、切磋琢磨し、励まし合いながら学ぶことで、社会性や人間関係を形成する力が身につき、人格が完成していく「場」としての学校の役割が特に重要です。そして、この役割が「社会環境が変化しても変えてはいけない学校の役割」ではないかと考えます。

適正規模・適正配置を契機として、この二つの役割を果たすために必要な新たな学校施設が整備されることで、町田に生まれ育つ未来の子どもたちが夢や志をもち、未来を切り拓くために必要な資質・能力を育むことのできる環境づくりが一層推進されることを期待します。

2 新たな通学区域の実現に向けて

(1) 安全な通学環境の実現

適正規模・適正配置を契機とした新たな学校づくりにおいて欠かせないのが安全な通学環境の実現です。新たな通学区域を実現する過程において、公共交通機関やスクールバスを利用した通学が増加することも想定されることから、交通事業者を含めた関係機関と学校、保護者、地域が連携して、安全な通学環境を実現することを期待します。

(2) 特別支援学級への配慮

推進計画における新たな通学区域が実現すると、小学校は42校から26校、中学校は20校から15校になります。この新たな通学区域を実現させるプロセスにおいて特別支援学級に通学する児童・生徒への配慮も重要です。

特別支援学級に通学する児童・生徒の通学時間も長くなることから、各校への特別支援学級の整備も含めて、児童・生徒の通学の負担軽減を行うことを期待します。

3 新たな学校施設整備に向けて

(1) 新たな学校施設整備とまちづくりの連携

新たな学校施設を整備するためには、「町田市立学校の新たな学校施設整備の基本的な考え方」「町田市立学校 施設機能別整備方針」を策定するだけではなく、例えば「パブリック・インボルブメント※」といった手法のような、新たな学校施設を整備する学校の教員や保護者、地域住民、児童・生徒の意見を取り入れて学校づくりを行うプロセスをつくることが重要です。

このプロセスを教育委員会だけではなく町田市の行政が連携して進めることで、新たな学校づくりとそれを契機としたまちづくりが連携した取り組みとなることを期待します。

※計画などの決定のプロセスにおいて市民に意見を求めるだけでなく、積極的に市民の参画を求めるもの。

(2) 新たな学校施設整備のPDCAサイクルの確立

新たな学校施設は整備して終わりではなく、整備後の学校施設の利用状況を現地調査したり、ヒアリング等を行って問題点を明らかにすることで次の学校施設整備に活かし、必要に応じて整備方針を改訂するといったフォローアップや、整備後の良好な学校施設環境を保つことができるよう維持管理することも重要です。

そのために整備方針を改訂しやすいよう独立させていますので、新たな学校施設整備のPDCAサイクルを確立させて、町田市の新たな学校施設整備が進化を続けることを期待します。

(3) 長期的な視点に立った新たな学校施設整備

高度経済成長期に建設した学校と2000年以降に建設した学校では、同じ義務教育において学校施設環境に違いがあり、この課題を解決するために推進計画を策定します。

しかし、財政状況に応じて、整備する学校施設環境に大きな差が生じることなく、すべての町田市立学校の施設環境が最も良い状態になることが重要であることから、「町田市立学校の新たな学校施設整備の基本的な考え方」や「町田市立学校 施設機能別整備方針」に基づいて、長期的な視点から持続可能性のある学校施設整備を期待します。

4 計画の着実な推進に向けて

(1) 柔軟性のある新たな学校づくりの推進

「町田市新たな学校づくり推進計画」は、2040年度に実現を目指す通学区域を示しています。

しかし、新たな学校づくりによって教育環境が良くなることで、子どもの教育を重視する子育て世帯が町田に移住して年少人口が増える地区が現れる可能性があります。

このことから、通学区域編成の考え方や新たな学校づくり候補地評価の考え方といった原理原則を踏まえたうえで、将来の通学区域の状況に応じて、通学区域の組み合わせや新たな学校づくり候補地を変更することができる柔軟性のある計画の推進を期待します。

(2) 丁寧かつ速やかな新たな学校づくりの推進

新たな学校づくりの推進に柔軟性を求める一方で、本答申に掲げる新たな学校づくりの理想を具体化するプロセスには困難も予想されます。

特に現在、施設等が建設されていない新たな学校づくり候補地については、住民理解や代替地の確保の検討も含めた市民の理解が必要なことから、新たな学校づくりの優先順位の高い通学区域も含めて、丁寧かつ速やかに推進計画の具体化に着手することを期待します。

また、学校統廃合の実施にあたって、教育環境や学習集団の変化の影響を受ける児童・生徒に対して、統合前からの交流や合同行事など、教育上の丁寧な配慮を期待します。

5 廃校となる市立学校について

(1) 新たな学校づくりで生じる市立学校跡地の活用

学校は地域の核であり、市立学校跡地の活用は非常に重要な問題であることから、「適正規模・適正配置を契機とした新たな学校づくり」と「市立学校跡地を活用した新たなまちづくり」が相互に影響し合って相乗効果をもたらすことができるよう、速やかな検討の着手と、地域の実情に応じた丁寧な議論によって、市立学校跡地の活用が具体化することを期待します。

(2) 廃校となる市立学校に対する市民の思いの継承

学校は教育機関としての使命だけではなく、卒業生や学校を支えてきた市民、そして教育活動に携わってきた教職員の思い入れが非常に強い施設であることから、廃校となる市立学校に対する市民の思い出や学校の歴史、教育実践の蓄積が新たな学校に継承されることを期待します。

おわりに

まちだの新たな学校づくり審議会（町田市立学校適正規模・適正配置等審議会）は、2019年度から設置された審議会で、2019年8月から2021年3月に至るまでの1年8カ月において、通算で審議会19回、検討部会12回の調査審議を重ねてまいりました。

本答申では、町田に生まれ育つ未来の子どもたちにどのような学校施設環境をつくるのかを「新たな学校施設機能の基本的な考え方」において示し、その新たな学校づくりを実現する手段として2040年度に実現することを目指す「新たな通学区域」において、小学校を42校から26校、中学校を20校から15校とする案を示しました。

私たち審議会が特に大切にしてきたのは、保護者や地域、教員の皆様のご意見をよく聴き、できる限り調査審議に反映したことでした。

学校は、児童・生徒とその保護者だけでなく、卒業生や学校を支えてきた市民、そして教育活動に携わってきた教職員の思い入れの非常に強い施設であることから、「新たな通学区域」において、学校統廃合時における新たな学校づくり候補地を検討することは大変な重責でした。

その重責を果たすためには、より丁寧な調査審議を行う必要があることから、あらかじめ新たな通学区域（アンケート調査案）を編成して調査・意見募集を行い、その結果をもとに具体的な通学区域の審議を行うという前例のない方法を採用しました。

そして、調査・意見募集終了後にお寄せいただいたご意見についても、本審議会では取り上げるために調査審議の順序を入れ替えただけで、アンケート調査案よりも課題解決に資する提案については、答申に取り入れてまいりました。また、地域の状況を把握するために、委員独自に現地調査を行うなど精力的な活動を行いました。

調査・意見募集でいただいたご意見の中では、学校統廃合に反対される方々もおられました。しかし、そのご意見を掘り下げると、賛成、反対という立場の違いはあっても「町田に生まれ育つ未来の子どもたちにより良い教育環境をつくりたい」という意識は共通していることを確認し、そのご意見も尊重しながら審議を行ってまいりました。

そして、学校統廃合を目的とするのではなく、学校統廃合を契機に、未来の町田に生まれ育つ子どもたちが毎日通いたくなる新たな教育環境を創り出したい、子どもの教育を重視する子育て世帯が町田に住みたくなる新たな学校づくりをしたい、という前向きな議論を交わしてきました。

この適正規模・適正配置を契機とした新たな学校づくりによって、未来の町田に生まれ育つ子どもたちの教育環境が新たに生まれ変わることや、新たな学校づくりのプロセスが学校、保護者、児童・生徒、地域、行政が一体となった地域ぐるみで実現することを願ってやみません。

また、少子化によって1人の子どもを見守る大人の数がより多くなる時代において、大人たちの立場や意見は異なっても子どもたちと一緒に見守っていける体制の整備や活動が充実することを期待します。そして、新しい学校づくりの輪が広がるのを心待ちにしたいと思います。

最後に、審議会及び検討部会が実施したアンケート調査及び意見募集に、賛否両論を含めて熱意のあるご意見をいただいたことで、私たちの審議がより活発なものとなりました。委員一同から保護者の皆様、市民の皆様、教員の皆様に改めてお礼を申し上げたいと思います。

参考資料

- (1) まちだの新たな学校づくり審議会 委員及び事務局名簿
- (2) 町田市立学校の新たな通学区域のあり方検討部会 部会員及び事務局名簿
- (3) 町田市立学校の新たな学校づくりのあり方検討部会 部会員及び事務局名簿
- (4) まちだの新たな学校づくり審議会 答申までの審議経過
- (5) 町田市立学校の新たな学校づくりの推進について（諮問） ※諮問文
- (6) 町田市立学校適正規模・適正配置等審議会条例
- (7) 町田市立学校の新たな通学区域のあり方検討部会設置要領
- (8) 町田市立学校の新たな学校づくりのあり方検討部会設置要領
- (9) まちだの新たな学校づくりに関するアンケート調査・意見募集 概要
- (10) 町田市立学校の学校施設機能のあり方に関する教員アンケート調査 概要
- (11) まちだの新たな学校づくり審議会の資料及び議事録について
- (12) 町田市立学校の新たな通学区域図（全域）

(1) まちだの新たな学校づくり審議会（町田市立学校適正規模・適正配置等審議会）委員名簿

※2021年3月26日時点

選出区分	役職等	氏名（敬称略）
学識経験者 （臨時委員※）	国土舘大学 学長（政経学部教授）	佐藤 圭一
	千葉大学教育学部 准教授 （2020年9月30日までは帝京大学教育学部 准教授）	丹間 康仁
	東京都市大学共通教育部 主任教授	山口 勝己
市立学校の児童 又は生徒の保護者	町田市立小山小学校 PTA （2018年度 町田市公立小学校 PTA 連絡協議会 会長）	遠藤 誠徳
	町田市立つくし野中学校 PTA 会長 （2020年度 町田市立中学校 PTA 連合会 会長）	小崎 公平
市内の町内会 又は自治会の代表	町田市町内会・自治会連合会 会長	安達 廣美
	町田市町内会・自治会連合会 会長代行	中 一登
市立学校の 教職員の代表	町田市立南つくし野小学校 校長	武藤 雄丈
	町田市立町田第三中学校 校長	大石 眞二

まちだの新たな学校づくり審議会（町田市立学校適正規模・適正配置等審議会）事務局名簿

※2021年3月26日時点

役職等	氏名
学校教育部長	北澤 英明
学校教育部指導室長兼指導課長	小池 木綿子
学校教育部教育総務課長	田中 隆志
学校教育部教育総務課担当課長	是安 智彦
学校教育部施設課長	浅沼 猛夫
学校教育部学務課長	田村 裕
学校教育部保健給食課長	有田 宏治
学校教育部教育センター所長	林 啓
学校教育部教育総務課総務係担当係長	鈴木 崇之
学校教育部教育総務課総務係主任	小形 さや香
学校教育部教育総務課総務係主任	中野 亮介
学校教育部教育総務課総務係主任	京増 勇二

(2) 町田市立学校の新たな通学区域のあり方検討部会 部会員名簿

※2021年3月26日時点

選出区分	役職等	氏名（敬称略）
まちだの新たな学校づくり審議会 （町田市立学校適正規模・適正配置等審議会）委員	国土舘大学 学長（政経学部教授）	佐藤 圭一
	千葉大学教育学部 准教授 ★部会長 （2020年9月30日までは帝京大学教育学部 准教授）	丹間 康仁
	町田市立小山小学校 PTA （2018年度 町田市公立小学校 PTA 連絡協議会 会長）	遠藤 誠徳
	町田市立つくし野中学校 PTA 会長 （2019年度 町田市立中学校 PTA 連合会 書記）	小崎 公平
	町田市町内会・自治会連合会 会長	安達 廣美
	町田市町内会・自治会連合会 会長代行	中 一登
	町田市立南つくし野小学校 校長	武藤 雄丈
	町田市立町田第三中学校 校長	大石 眞二
教育委員会 学校教育部職員	学校教育部指導室長兼指導課長	小池 木綿子
	学校教育部教育総務課長	田中 隆志
	学校教育部教育総務課担当課長	是安 智彦
	学校教育部施設課長	浅沼 猛夫
	学校教育部施設課用務担当課長	小宮 寛幸
	学校教育部学務課長	田村 裕
	学校教育部保健給食課長	有田 宏治
	学校教育部教育センター所長	林 啓
	学校教育部教育総務課総務係担当係長	鈴木 崇之
	学校教育部施設課担当係長	来住野 彰
	学校教育部学務課管理担当係長	根本 康一
	学校教育部学務課学籍担当係長	都筑 克裕

町田市立学校の新たな通学区域のあり方検討部会 事務局名簿 ※2021年3月26日時点

役職等	氏名
学校教育部教育総務課総務係主任	小形 さや香
学校教育部教育総務課総務係主任	中野 亮介
学校教育部教育総務課総務係主任	京増 勇二

(3) 町田市立学校の新たな学校づくりのあり方検討部会 部会員名簿 ※2021 年 3 月 26 日時点

選出区分	役職等	氏名（敬称略）
学識経験を有する者	東京都市大学共通教育部 主任教授 ★部会長	山口 勝己
市立学校の児童又は生徒の保護者	町田第三小学校 PTA 会長	末吉 泰子
	町田第一中学校 PTA 会長	鴨河 貴史
市立学校におけるボランティア等の経験を有する者	町田第一小学校 学校支援ボランティアコーディネーター	相澤 真理
	金井中学校 学校支援ボランティアコーディネーター	関根 美咲
市立学校の教職員の代表	町田市立忠生小学校 校長	岩切 洋一
	町田市立南成瀬中学校 校長	高橋 博幸
教育委員会 学校教育部	学校教育部長	北澤 英明
	学校教育部指導室長兼指導課長	小池 木綿子
	学校教育部教育総務課長	田中 隆志
	学校教育部教育総務課担当課長	是安 智彦
	学校教育部施設課長	浅沼 猛夫
	学校教育部学務課長	田村 裕
	学校教育部保健給食課長	有田 宏治
	学校教育部教育センター所長	林 啓
	学校教育部教育センター担当課長	辻 和夫
	学校教育部教育総務課総務係担当係長	鈴木 崇之
	学校教育部施設課主任	菅野 雄一
財務部	財務部営繕課長	武井 祐介

町田市立学校の新たな学校づくりのあり方検討部会 事務局名簿 ※2021 年 3 月 26 日時点

役職等	氏名
学校教育部教育総務課総務係主任	小形 さや香
学校教育部教育総務課総務係主任	中野 亮介
学校教育部教育総務課総務係主任	京増 勇二
株式会社豊建築事務所 代表取締役	田中 秀朗
株式会社豊建築事務所 設計部 建築計画担当部長	奥澤 信之
株式会社豊建築事務所 設計部	青柳 佳央里

(4) まちだの新たな学校づくり審議会 答申までの審議経過

	開催（実施）日	議題等
1	2020年 5月11日	第1回 まちだの新たな学校づくり審議会 1 開会にあたって (1) 町田市立学校適正規模・適正配置等審議会の呼称について (2) 諮問 (3) 教育長挨拶 2 町田市立学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方について 3 まちだの新たな学校づくり審議会における審議事項について 4 審議事項にかかるアンケート調査及び意見募集の実施について 5 審議事項にかかる検討部会の設置について 6 まちだの新たな学校づくり審議会 審議スケジュールについて 7 今後の町田市立学校を取り巻く環境変化について
2	2020年 5月13日	第1回 町田市立学校の新たな通学区のあり方検討部会 1 町田市立学校の新たな通学区のあり方検討部会 運営について 2 町田市立学校の新たな通学区のあり方検討部会 検討事項について 3 町田市立学校の新たな通学区のあり方検討部会 検討スケジュールについて 4 「町田市立学校の新たな通学区（アンケート調査案）」の考え方及び検討課題について 5 （仮称）まちだの新たな学校づくりに関するアンケート調査及び意見募集の構成について
3	2020年 5月20日	第2回 町田市立学校の新たな通学区のあり方検討部会 1 第1回検討部会の振り返り 2 町田市立学校の新たな通学区（アンケート調査案）について 3 「（仮称）まちだの新たな学校づくりに関するアンケート調査」について
4	2020年 5月25日	第2回 まちだの新たな学校づくり審議会 1 第1回審議会の振り返り 2 町田市立学校の新たな通学区のあり方検討部会における検討結果報告 3 まちだの新たな学校づくりに関するアンケート調査（案）について
5	2020年 6月17日～ 7月10日	まちだの新たな学校づくりに関するアンケート調査・意見募集 実施 ※まちだの新たな学校づくり審議会が実施
6	2020年 6月22日	第3回 まちだの新たな学校づくり審議会 1 第2回審議会までの振り返りについて 2 町田市立学校の新たな学校づくりの基本的な考え方の構成について 3 町田市立学校の新たな学校づくりの基本的な考え方の審議スケジュールについて 4 これからの町田市立学校に期待される役割について
7	2020年 ①7月10日 ②7月14日	学校見学 ※審議会委員・学校づくり検討部会員合同 【見学先】 ①金井中学校・町田第一小学校 ②小山ヶ丘小学校・小山中学校 ※以下の事項について審議会と学校づくり検討部会で認識を共有するため実施 1 学校施設環境からみた学校の現状と課題 2 これからの町田市立学校に期待される役割
8	2020年 7月20日	意見交換会 ※審議会委員・学校づくり検討部会員合同 学校見学を踏まえ、審議会・学校づくり検討部会で以下事項について認識を共有 1 町田市立学校の学校施設の現状と課題 2 学校施設の今後の検討課題
9	2020年 7月28日	第1回 町田市立学校の新たな学校づくりのあり方検討部会 1 町田市立学校の新たな学校づくりのあり方検討部会 運営について 2 町田市立学校の新たな学校づくりのあり方検討部会 検討事項について 3 これからの学校施設に期待される役割について 4 「（仮称）町田市立学校の新たな学校づくりの基本的な考え方」 検討課題について
10	2020年 ①8月31日 ②9月10日 ③9月11日	町田市立学校（2000年以降建築・改築校）現地調査 ①鶴川第一小学校、図師小学校 ②小山中央小学校、小山ヶ丘小学校 ③鶴川中学校 ※山口臨時委員兼新たな学校づくりのあり方検討部会長及び教育委員会が実施

	開催（実施）日	議題等
11	2020 年 9 月 18 日～ 10 月 5 日	町田市立学校の学校施設機能のあり方に関する教員アンケート調査 実施 ※町田市立学校の新たな学校づくりのあり方検討部会が実施
12	2020 年 9 月末～ 10 月上旬	町田市立学校（2000 年以降建築・改築校）アンケート調査 ※山口臨時委員兼新たな学校づくりのあり方検討部会長が実施
13	2020 年 9 月 29 日	第 2 回 町田市立学校の新たな学校づくりのあり方検討部会 1 第 1 回検討部会の振り返り 2 各種アンケート調査及び現地調査 実施状況報告 3 国・他自治体における学校施設整備方針の策定状況（山口部会長情報提供） 4 町田市立学校の新たな学校づくりのあり方検討部会 検討事項及び検討スケジュール 5 新たな学校づくりの基本理念・基本方針（骨子）の検討
14	2020 年 10 月 2 日	第 4 回 まちだの新たな学校づくり審議会 1 今後の審議スケジュール（案）について 2 まちだの新たな学校づくりに関するアンケート調査・意見募集結果について 3 町田市立学校の新たな通学区域の検討に向けた論点について
15	2020 年 10 月 13 日	第 3 回 町田市立学校の新たな学校づくりのあり方検討部会 1 第 2 回検討部会の振り返り 2 個別施設機能の検討について（その 1） （生活環境、安全性、バリアフリー・ユニバーサルデザイン、環境配慮）
16	2020 年 10 月 19 日	第 5 回 まちだの新たな学校づくり審議会 1 第 4 回審議会の振り返り 2 新たな通学区域の検討にかかる確認事項について 3 新たな通学区域における学校の位置の検討方法（案）について 4 新たな通学区域の検討スケジュール（案）について
17	2020 年 10 月 26 日	第 6 回 まちだの新たな学校づくり審議会 1 第 5 回審議会の振り返り 2 新たな学校づくりのあり方検討部会 検討状況について 3 新たな通学区域における学校の位置について（全地区） ※以下評価項目を検討 （1）「学校施設の老朽化の状況」 （2）「ゆとりある学校施設環境の整備」
18	2020 年 11 月 6 日	第 4 回 町田市立学校の新たな学校づくりのあり方検討部会 1 第 3 回検討部会の振り返り 2 教育環境づくりの基本理念について（その 1） 3 個別施設機能の検討について（その 2） （普通教室及び多目的スペース）
19	2020 年 11 月 16 日	第 7 回 まちだの新たな学校づくり審議会 1 第 6 回審議会の振り返り 2 新たな通学区域における学校の位置について（忠生地区） ※以下事項について検討 （1）評価項目「児童・生徒の通学のしやすさ」 （2）学校候補地の選定
20	2020 年 11 月 24 日	第 5 回 町田市立学校の新たな学校づくりのあり方検討部会 1 第 4 回検討部会の振り返り 2 個別施設機能の検討について（その 2、その 3） （普通教室及び多目的スペース、特別教室、特別支援教育）
21	2020 年 11 月 30 日	第 8 回 まちだの新たな学校づくり審議会 1 第 7 回審議会の振り返り 2 新たな通学区域における学校の位置について（忠生・町田地区） ※以下事項について検討 （1）評価項目「児童・生徒の通学のしやすさ」 （2）学校候補地の選定
22	2020 年 12 月 2 日	実地調査（内田洋行フューチャークラブルーム） ※新たな学校づくりのあり方検討部会が実施

	開催（実施）日	議題等
23	2020 年 12 月 15 日	第 6 回 町田市立学校の新たな学校づくりのあり方検討部会 1 町田市立学校の新たな学校づくりのあり方検討部会 検討スケジュールについて 2 個別施設機能の検討について（その 4） （ICT 教育環境、管理諸室、その他諸室①）
24	2020 年 12 月 21 日	第 9 回 まちだの新たな学校づくり審議会 1 少人数学級にかかる国の動向 2 第 8 回審議会の振り返り 3 新たな通学区域における学校の位置について（町田・南地区） ※以下事項について検討 （1）評価項目「児童・生徒の通学のしやすさ」 （2）学校候補地の選定
25	2020 年 12 月 22 日	第 7 回 町田市立学校の新たな学校づくりのあり方検討部会 1 町田市立学校施設整備方針（案）の中間整理について
26	2021 年 1 月 12 日	第 8 回 町田市立学校の新たな学校づくりのあり方検討部会 1 基本理念の検討について（その 2） 2 個別施設機能の検討について（その 5） （その他諸室②、体育施設、防災拠点としての施設整備、地域開放・複合化への対応）
27	2021 年 1 月 19 日	第 9 回 町田市立学校の新たな学校づくりのあり方検討部会 1 普通教室の面積について ※小学校 35 人学級への対応含む 2 諸室の構成及び規模の標準について 3 容積率超過及び屋外運動場面積不足への対応について
28	2021 年 1 月 25 日	第 10 回 まちだの新たな学校づくり審議会 1 第 9 回審議会の振り返り 2 新たな通学区域における学校の位置について（鶴川・堺地区） ※以下事項について検討 （1）評価項目「児童・生徒の通学のしやすさ」 （2）学校候補地の選定
29	2021 年 2 月 3 日	第 10 回 町田市立学校の新たな学校づくりのあり方検討部会 1 「基本的な考え方」検討部会案の検討・決定
30	2021 年 2 月 8 日	第 11 回 まちだの新たな学校づくり審議会 1 第 10 回審議会の振り返り 2 新たな通学区域の検討について（通学区域の変更） 3 新たな学校づくりで生じる市立学校跡地の活用について 4 （仮称）町田市新たな学校づくり推進計画（答申）の構成（案）について 5 新たな学校づくりの優先順位について
31	2021 年 2 月 19 日	第 12 回 まちだの新たな学校づくり審議会 1 新たな通学区域の確認について ※要望書への対応 2 町田市立学校の新たな学校施設整備の基本的な考え方（案） 報告 3 答申案の検討
32	2021 年 3 月 26 日	第 13 回 まちだの新たな学校づくり審議会 1 答申案の検討・決定
33	2021 年 4 月 16 日	答申 教育委員会へ答申



20町教学教第315号
2020年5月11日

町田市立学校適正規模・
適正配置等審議会
会長 佐藤 圭一 様

町田市教育委員会
教育長 坂本 修一

町田市立学校の新たな学校づくりの推進について（諮問）

町田市立学校のより良い教育環境を整備し、充実した学校教育の実現に資するため、町田市立学校適正規模・適正配置等審議会条例第2条の規定に基づき、下記の事項について諮問いたします。

記

「（仮称）町田市新たな学校づくり推進計画」の策定について

（諮問理由）

児童・生徒数の減少や学校施設の老朽化を契機として、町田市教育目標である「夢や志をもち、未来を切り拓く町田っ子を育てる」の実現を基本的視点に据え、町田市立学校のより良い教育環境を整備し、充実した学校教育の実現に向けて、学校ごとの学級数や学校施設機能といった教育環境の違いがもたらす学校教育上、学校経営上の課題を解決し、適正規模・適正配置の推進を契機とした新たな学校づくりを計画的に推進するために策定する「（仮称）町田市新たな学校づくり推進計画」について諮問するものです。

町田市立学校適正規模・適正配置等審議会条例

(設置)

第1条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条第1項の規定に基づき町田市が設置する学校（以下「市立学校」という。）の教育環境を整備し、充実した学校教育の実現に資するため、町田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として、町田市立学校適正規模・適正配置等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。

- (1) 市立学校の適正規模に関すること。
- (2) 市立学校の適正配置に関すること。
- (3) 市立学校の通学区域に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員8人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者 2人以内
- (2) 市立学校の児童又は生徒の保護者 2人以内
- (3) 市内の町内会又は自治会の代表 2人以内
- (4) 市立学校の教職員の代表 2人以内

(任期)

第4条 委員の任期は、審議会が第2条の規定による答申をしたときまでとする。

(臨時委員)

第5条 教育委員会は、特別又は専門の事項を調査審議するために必要があると認めるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員の任期は、前項の特別又は専門の事項に係る調査審議が終了したときまでとする。

(会長等)

第6条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会は、必要に応じ会長が招集する。

- 2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、審議会に委員及び臨時委員以外の者の出席を求めることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町田市教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年8月1日から施行する。

町田市立学校の新たな通学区域のあり方検討部会設置要領

(設置)

第1条 町田市立学校適正規模・適正配置等審議会（以下「審議会」）が、町田市立学校の新たな通学区域のあり方にかかる調査審議に必要な事項を検討するために、町田市立学校の新たな通学区域のあり方検討部会（以下「部会」）を設置する。

(所掌事務)

第2条 部会は、審議会で新たな通学区域を調査審議するために必要となる以下の事項について検討する

(1) 町田市立学校の新たな学校づくりに関するアンケート調査に関すること

(2) 前号に掲げるもののほか、審議会が必要と認める事項

(組織)

第3条 部会は、表1のとおり組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条の検討が終了したときまでとする。

(部会長等)

第5条 部会に部会長を置き、審議会委員の互選により定める。

2 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

(会議)

第6条 部会は、必要に応じ部会長が招集する。

2 部会の議事は、出席した部会員のうち、表1（1）の部会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 部会の庶務は、教育総務課で処理する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この要領は、2020年5月12日から施行する。

表1 新たな通学区域のあり方検討部会員

所属等	人数
(1) 町田市立学校適正規模・適正配置等審議会委員	8名
(2) 教育委員会学校教育部教育総務課	各課 3名以内
(3) 教育委員会学校教育部施設課	
(4) 教育委員会学校教育部学務課	
(5) 教育委員会学校教育部保健給食課	
(6) 教育委員会学校教育部指導課	
(7) 教育委員会学校教育部教育センター	

町田市立学校の新たな学校づくりのあり方検討部会設置要領

(設置)

第1条 町田市立学校適正規模・適正配置等審議会（以下「審議会」）が、町田市立学校の新たな学校づくりのあり方にかかる調査審議に必要な事項を検討するために、町田市立学校の新たな学校づくりのあり方検討部会（以下「部会」）を設置する。

(所掌事務)

第2条 部会は、審議会での新たな学校づくりのあり方を調査審議するために必要となる以下の事項について検討する

- (1) 町田市立学校の新たな学校づくりの基本的な考え方に関すること
- (2) 前号に掲げるもののほか、審議会が必要と認める事項

(組織)

第3条 部会は、表1のとおり組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条の検討が終了したときまでとする。

(部会長等)

第5条 部会に部会長を置き、審議会委員の互選により定める。

- (1) 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

(会議)

第6条 部会は、必要に応じ部会長が招集する。

- 2 部会の議事は、出席した部会員のうち、表1（1）から（4）の部会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 部会の庶務は、教育総務課で処理する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この要領は、2020年5月12日から施行する。

表1 新たな学校づくりのあり方検討部会員

所属等	人数
(1) 学識経験を有する者	1人
(2) 市立学校の児童又は生徒の保護者	2人以内
(3) 市立学校におけるボランティア等の経験を有する者	2人以内
(4) 市立学校の教職員の代表	2人以内
(5) 学校教育部長	1人
(6) 教育委員会学校教育部教育総務課	各課 3人以内
(7) 教育委員会学校教育部施設課	
(8) 教育委員会学校教育部学務課	
(9) 教育委員会学校教育部保健給食課	
(10) 教育委員会学校教育部指導課	
(11) 教育委員会学校教育部教育センター	

※部会長は、調査審議に必要と認める場合には、上記以外の者を招集することができる。

(9) まちだの新たな学校づくりに関するアンケート調査・意見募集 概要

1 調査概要

対象	アンケート調査	意見募集
	町田市立学校の小学校 2 年生、 中学校 2 年生の児童・生徒の保護者 ※特別支援学級含む	左記以外の市民 ※以下の対象者には意見募集の案内を配布 ①左記以外の町田市立学校の児童・生徒の保護者 ②市内教育・保育施設に在籍する児童の保護者 ③町内会・自治会長 ④青少年健全育成地区委員会 地区会長
対象者数	6,854 人 うち小学校 3,428 人 うち中学校 3,426 人	①左記以外の町田市立学校の児童・生徒の保護者 443 人 うち小学校 403 人 うち中学校 40 人
回答者数 (回答率)	1,910 人(27.8%) うち小学校 1,122 人(32.7%) うち中学校 788 人(23.0%)	②市内教育・保育施設に在籍する児童の保護者 197 人 ③上記以外の市民または団体 22 人、6 団体
合計		2,572 人、6 団体
のへ意見提出件数	6,921 件	

2 設問

■報告書① ～新たな通学区域のあり方編～

設問 1：新たな通学区域の実現に向けて必要な配慮

設問 2：望ましい学校の位置とその理由

設問 3：通学区域統合時における必要な配慮

設問 6：その他のご意見

※新たな通学区域のあり方に関するご意見を掲載

■報告書② ～新たな学校づくりのあり方編～

設問 4：学校施設の課題と課題解決に向けた期待

設問 5：新たな学校づくりの取り組みに対する期待

設問 6：その他のご意見

※新たな学校づくりのあり方に関するご意見を掲載

※調査及び意見募集結果は町田市ホームページに掲載しています。

(10) 町田市立学校の学校施設機能のあり方に関する教員アンケート調査 概要

1 調査概要

対象	町田市立小・中学校の校長、副校長	
対象者数	124 人	
回答者数 (回答率)	100 人(80.6%) うち小学校 71 人 校長 35 人 副校長 36 人 うち中学校 29 人 校長 12 人 副校長 17 人	
学級規模別 回答者数	小学校 71 人 12 学級未満 4 人 12～18 学級 53 人 19 学級以上 14 人	中学校 29 人 12 学級未満 10 人 12～18 学級 10 人 19 学級以上 9 人

2 主な設問

- ①普通教室の課題について
- ②オープンスペースや多目的室等の望ましいあり方について
- ③教室とオープンスペースの間仕切りの望ましいあり方について
- ④特別支援教室の課題について
- ⑤特別教室等の課題について
- ⑥管理諸室・その他諸室の課題について
- ⑦体育施設・屋外施設等の課題について
- ⑧共有スペース等の課題について
- ⑨防災拠点・放課後活動・学校開放等の課題について
- ⑩防犯・事故防止について

※調査結果は町田市ホームページに掲載しています。

（11）まちだの新たな学校づくり審議会の資料及び議事録について

「まちだの新たな学校づくり審議会」「町田市立学校の新たな通学区域のあり方検討部会」「町田市立学校の新たな学校づくりのあり方検討部会」で使用した資料及び議事録は、町田市ホームページで公開しています。

以下のQRコードからアクセスするか、インターネット上の検索サイトにおいて以下のキーワードで検索すると閲覧できますので、ぜひご覧ください。

QRコード



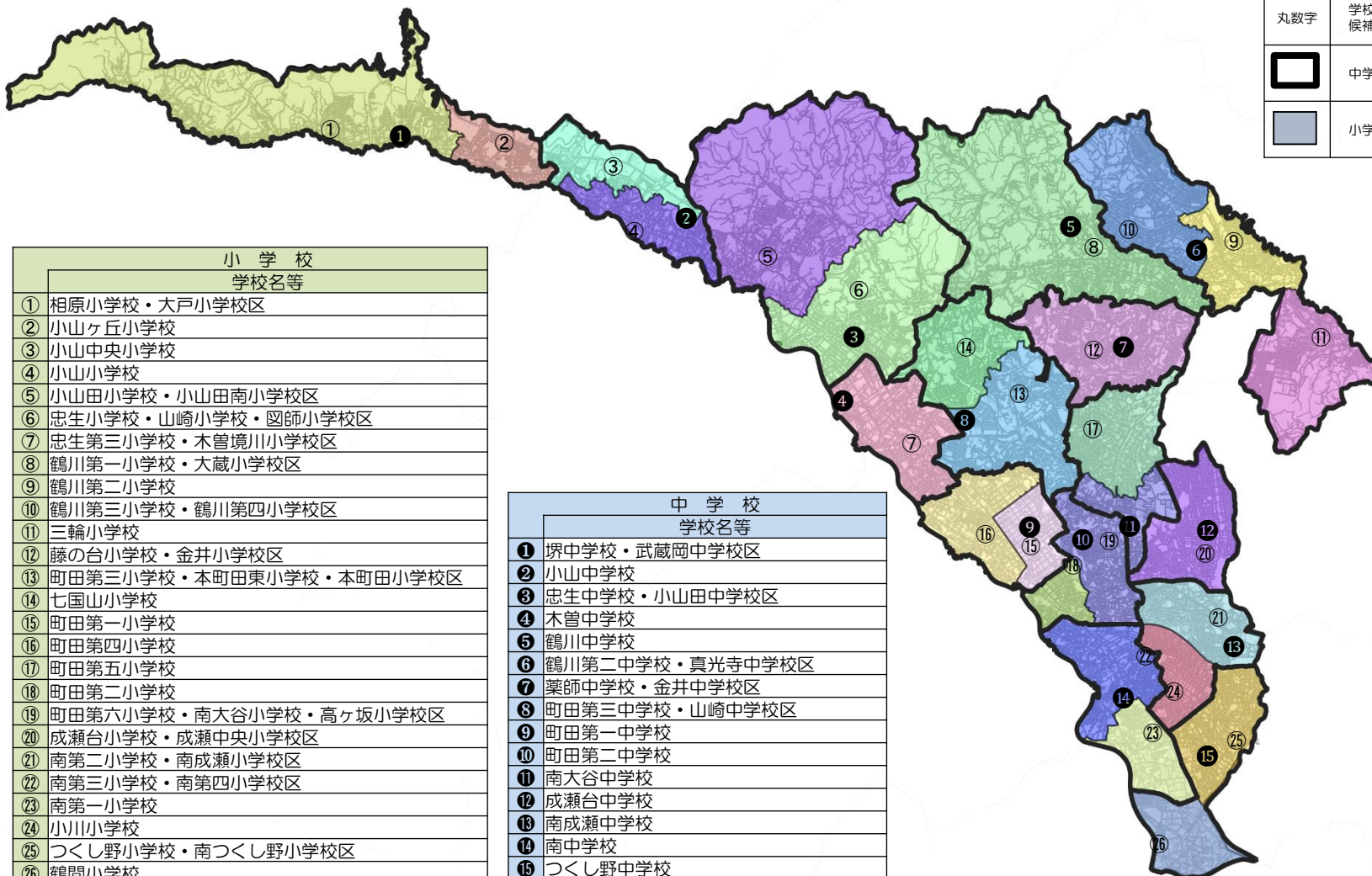
町田市 新たな学校づくり

検索



(12) 町田市立学校の新たな通学区域図（全域）

凡 例	
丸数字	学校または学校づくり候補地の場所
	中学校区
	小学校区



小 学 校	
	学校名等
①	相原小学校・大戸小学校区
②	小山ヶ丘小学校
③	小山中央小学校
④	小山小学校
⑤	小山田小学校・小山田南小学校区
⑥	忠生小学校・山崎小学校・図師小学校区
⑦	忠生第三小学校・木曽境川小学校区
⑧	鶴川第一小学校・大蔵小学校区
⑨	鶴川第二小学校
⑩	鶴川第三小学校・鶴川第四小学校区
⑪	三輪小学校
⑫	藤の台小学校・金井小学校区
⑬	町田第三小学校・本町田東小学校・本町田小学校区
⑭	七国山小学校
⑮	町田第一小学校
⑯	町田第四小学校
⑰	町田第五小学校
⑱	町田第二小学校
⑲	町田第六小学校・南大谷小学校・高ヶ坂小学校区
⑳	成瀬台小学校・成瀬中央小学校区
㉑	南第二小学校・南成瀬小学校区
㉒	南第三小学校・南第四小学校区
㉓	南第一小学校
㉔	小川小学校
㉕	つくし野小学校・南つくし野小学校区
㉖	鶴間小学校

中 学 校	
	学校名等
①	堺中学校・武蔵岡中学校区
②	小山中学校
③	忠生中学校・小山田中学校区
④	木曽中学校
⑤	鶴川中学校
⑥	鶴川第二中学校・真光寺中学校区
⑦	薬師中学校・金井中学校区
⑧	町田第三中学校・山崎中学校区
⑨	町田第一中学校
⑩	町田第二中学校
⑪	南大谷中学校
⑫	成瀬台中学校
⑬	南成瀬中学校
⑭	南中学校
⑮	つくし野中学校

学校名等・・学校名または学校づくり候補地の学区名



「町田市新たな学校づくり推進計画」の策定について（答申）
～夢や志をもち、未来を切り拓く町田っ子を育てるために～

2021 年 4 月 16 日発行

- 【編集】 まちだの新たな学校づくり審議会
（町田市立学校適正規模・適正配置等審議会）
- 【発行】 町田市教育委員会学校教育部教育総務課
〒194-8520
町田市森野 2-2-22
電話 042-722-3111（代表）
- 【刊行物番号】 21-8

〔庁内印刷〕